

令和3年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1466号）《未定稿》

◎日 時 令和3年9月15日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君
副	区	山	正	君
保健福祉部長	長	歌川	さとみ	君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美江子 君
地域振興部長	村 木 久 人 君
戸籍住民サービス担当部長	恩 田 浩 行 君
文化スポーツ担当部長	大 矢 栄 一 君
オリンピック・パラリンピック担当部長	依 田 昭 夫 君
環境まちづくり部長	印 出 井 一 美 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
デジタル戦略担当部長	亀 割 岳 彦 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
総務課長	中 田 治 子 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ども 部 長	清 水 章 君
教 育 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	小 川 賢 太 郎 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	後 藤 飛 超 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和3年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

初めに、去る9月11日、千代田区役所本庁舎前の交差点において、タクシーが歩行者及び自転車に衝突するという痛ましい事故が発生しました。この事故により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷された方々にお見舞い申し上げます。ここに、区議会として、お亡くなりになられた方々に対し、深甚なる弔意を表し、皆様と共に黙祷をささげたいと思います。恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（桜井ただし議員） 黙祷を終わります。ご着席願います。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、22番嶋崎秀彦議員。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 令和3年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して質問をいたします。

ただいま、議長からのご発言がございましたけれども、大変痛ましい事故が発生いたしました。突然の出来事に言葉がございません。お亡くなりになられた方のご遺族にお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い回復をお祈りをいたします。

質問に入ります。

まず、**区長の区政ビジョン**について、お伺いをいたします。

樋口区長が就任されて7か月が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症への対策として、ワクチン接種体制の整備、コロナ禍に苦しむ事業者への支援などに迅速に対応してきました。新型コロナウイルス感染は、緊急事態宣言が再び延長されるなど、今なお先行きが不透明な状況においては、引き続き区民の命と健康を守り、日々の暮らしを支える取組が重要です。

現下の状況では、新型コロナへの対策に全力で取り組むことが最優先であります。一方では、区政には解決すべき課題も山積しております。

人口増による行政ニーズの多様化、コミュニティや地域経済の活性化、首都直下地震や気候変動の影響による災害への備えなど、コロナ禍以前から抱える広範かつ重要な課題であります。こうした課題を解決していくために、目指すべき将来像とその道筋を明らかにし、中長期的視点を持って戦略的に区政を推進していくことが必要であり、首長としての区政全体を俯瞰したビジョン・区政運営の目指す方向性は、いまだ示されていないように思います。自律した基礎的自治体として、目指すべき方向性を示し、それを住民と共有することは、行政運営の前提となることであり、住民自治の確立に不可欠なものと考えます。

そこでお伺いいたします。区長は、招集挨拶の中で、区の将来像を示していくと発言されました。前区長は、千代田市構想や人口5万人の回復を掲げましたが、樋口区長は、本区をどのよう

に捉え、どのようにしていきたいか、区政における中長期的なビジョンをどのように示していくのか、お答えください。

首長として中長期的ビジョンを示すことは大切である一方、申し上げたとおり、新型コロナウイルスが今なお先行きが不透明な状況では、区政におけるビジョンの提示と同様、コロナ禍によって沈滞した社会から脱却するための道筋も重要です。

区民の暮らしは、繰り返されている緊急事態宣言によって疲弊しております。あしたへの希望を見いだしづらい今、区長は、不安を抱える区民に道筋を示し、生活に安定を与えなければなりません。

そこでお伺いいたします。目まぐるしく変化する社会状況において、区政ビジョンあるいは基本構想をどのように示していくのか、また、コロナ禍による現下の状況における区政運営の考え方について、見解をお聞かせください。

次に、**区政運営の重要な行政資源である、予算、人員、財産の活用**についてです。

まず、本区の財政状況については、4点お伺いいたします。

1点目は、基金の活用状況です。令和2年度末時点での区全体の基金残高は、約1,079億円となり、前年度末と比較して、約71億円の減少となりました。これは、区独自に千代田区特別支援給付金を支給したことなど、コロナ対策による緊急措置によるものが要因ですが、いまだ1,000億円を超える巨額の基金を擁しています。基金残高が多いと財源を十分に区民に還元していないのではないかと疑念を生じさせることにもなりかねません。基金の活用については、場当たりの対応ではなく、長引くコロナ対策も踏まえ、今後しっかり見据え、計画的かつ有効に活用すべきと考えます。

そこで伺います。区は、今後基金をどのように有効活用しようとしているのでしょうか。見解をお聞かせください。

2点目は、今後の区の歳入についてです。歳入の多くを占める特別区税について、令和2年度の決算額は、前年度と比較して、約11億円の減となりました。過去には、東日本大震災等の翌年度において、歳入が大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症が本格化した令和2年度の翌年度である令和3年度は、今回の減収をさらに上回ることが危惧されます。

そこで伺います。減収が予想されている中で、今後の区税収入の見通しと、減収に備えた対策をどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

3点目は、ふるさと納税への対応についてです。令和3年度における本区のふるさと納税による寄附金控除額は、約13億円にも上り、年々増加しています。ふるさと納税は、本来、区民への行政サービスの提供に充てるべき財源が他自治体に流出してしまうという問題があります。最近では、クラウドファンディング型のふるさと納税など、高額な返礼品に頼らず、具体的な事業や体験を提供する方法も存在します。これまで以上の減収の危機が予想されている中、区が傍観者の立場にいることは許されません。

そこで伺います。ふるさと納税がもたらす状況に対し、区ではどのような対応を講じていくのでしょうか。見解をお聞かせください。

4点目は、令和4年度の予算編成についてです。7月に「令和4年度予算編成方針」が示され、区民の命と健康を守り、生活を支える取組や、新しい日常に対応した事業展開を行うことが明記されています。この方針を受けて、庁内に発せられた依命通達では、「事業の再構築を促す予算編成」として、「前年予算から10%分を削減し、新たな行政ニーズに応える新規事業等の財源の一部に充てる」ことがうたわれています。これは、経費節減を目的とした、マイナスシーリングを意図しているようにも感じます。

コロナ禍にあっては、平時よりも多くの財政出動を図ってでも、区民の命と健康を守る必要があるのではないかと考えます。区民生活に明るさや地域の活力を生み出すための取組、施策の再構築を促進し、コロナ禍における新しい生活に必要な行政サービスの展開が求められています。

そこでお伺いいたします。令和4年度予算は、前年度ベースから10%分を新規事業等の財源に充てるとした考え方について、お聞かせください。このことは、企画総務委員会でも議論になりました。

次に、職員の確保と育成について伺います。

決算を確認しますと、執行率はここ数年低い状況が続いています。令和2年度について言えば、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業の未執行が主な要因と考えられますが、一方で、事業が推進するマンパワー不足や複雑化、高度化する行政課題に対応できる人材育成面の課題もあるのではないのでしょうか。

こうした状況の中、適切な数の職員を配置することはもちろんのこと、業務を担う職員の業務遂行能力を向上させて、一人一人が持てる力を最大限に発揮し、行政課題に果敢に取り組むことが必要です。今後の人口動態の予測によると、2040年には深刻な労働力不足が懸念されており、職員の採用が難しくなります。限りある人材で最大の成果を生み出すことが、これまで以上に重要となるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。本区は平成31年に職員定数条例を改正し、定数を増員していますが、コロナも踏まえた業務量に合致しているのか、また、人材の確保や育成について、どのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

次に、低未利用地の活用についてお伺いします。

区では、学校跡地などの大規模な区有地が、次の本格的な利用方法が示されないまま、民間への貸出しや、暫定的に広場として使用されている状況が散見されます。中には、20年以上同じ状態が続いている土地もあり、従前はどうだったのか、どのような経過でそうなったのかなど、放置されているような状況に疑問を感じている方々の声も聞こえてきます。

低未利用地の活用については、施設に係る歴史・経緯はもちろんのこと、将来のこともよく考えて判断していかなければなりません。また、使用中の施設は適切な維持管理により、区民に対して安定的にサービスを維持しなければなりません。施設はいずれ大規模改修や建て替えといった機能更新を検討すべき時期が来ます。もう既に来ているところもあると思います。その際、仮移転先や新築する先としても、現在、低未利用地となっている土地・建物は重要な選択肢となります。実際、旧九段中校舎は、学校施設の建て替え時の仮移転先として、現在も活用されていま

す。

一方、市街地化が進んだ当区においては、一定規模以上の大規模な土地を新たに取得することは大変困難です。購入に当たり、活用しない小規模な土地や建物等については、速やかに売却し、それを原資とするなど、考え方を整理しておく必要もあります。

このように低未利用地の活用は、あらゆる可能性を検討する必要があり、そのプロセスを区民、議会と共有しながら進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。今後、老朽化等により様々に公共施設の機能更新を行っていく中で、低未利用地の活用も含めた区有施設全体の整理が必要なのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いデルタ株が9割を超え、感染拡大の第5波が猛威を振るう中、東京都では、7月12日より、緊急事態宣言が発出され、延長を繰り返しています。8月のピーク時には、新規感染者が連日5,000人で推移し、自宅療養者は約2万5,000人、重症者も300人に迫るなど、いずれも過去最多の水準にあり、まさに災害級の感染拡大となって、医療の逼迫につながりました。これにより、コロナ病床の使用率は約70%、コロナ患者を受け入れている病院では、入退院を同時に進めているため、患者数の倍のベッドを使用しており、ほぼフル活動の状況と聞いています。

本来なら、隔離・入院治療をすべき人が自宅にとどまらざるを得ない事例が非常に多くなってきており、在宅で不安を抱えて過ごす人、最悪の事態を迎える事例など、連日のように報道されています。このような中、東京都や各自治体では、自宅療養者を支援するため、中等症患者を受け入れる「酸素ステーション」や入院待機者を病院内で受け入れる「入院待機ステーション」を開設したり、地元の医師会と協力して、自宅療養者への往診やオンライン診療を行ったりする支援体制を整えています。本区においても、自宅療養者への支援強化として、酸素濃縮器の配備をはじめ、様々な取組を行っています。

そこでお伺いいたします。医療崩壊の危機、保健所業務が逼迫する中、現在、病院への入院者及びホテル療養者、自宅療養者が、それぞれ何人いるのか。また、自宅療養者への支援はどのような対応をしているのでしょうか。

また、人流の増加が予想される年末に向けて、再び感染者が急増するおそれがあります。そうした事態を想定して、区は危機管理の観点から備えを万全にしていく必要があると思います。

そこで伺います。区の自宅療養者を取り巻く状況を踏まえた、危機管理に対する認識と具体的な対策について、お考えをお聞かせください。

また、平成22年、麴町と神田にあった保健所の庁舎は、移転して1か所となり、業務への影響が心配される中、これまでの様々な新型コロナウイルス感染症対策によって保健所の業務が急増しています。そして、コロナ対策に向けて、体制を強化しようにも、現在の保健所ではスペースがないことから、千代田会館に保健所組織の一部を移転しましたが、2か所に分けたことで、保健所機能に支障が出ているのではないかと思います。

そこで伺います。今後の保健所の組織体制及び配置場所の拡充をどのように考えているのでし

ようか。

次に、本区のDX推進について伺います。

菅政権の目玉政策であるデジタル庁が9月1日に発足しました。日本のデジタル化の後れは、日本経済が長期低迷に陥っている原因の1つであり、新型コロナウイルス対策で露呈した行政のデジタル化の後れを挽回するため、国が率先してデジタル化を推進していけば、その波及効果は大きいと思います。平井デジタル改革担当大臣が、「全ての手続をスマートフォンで60秒以内に終わらせるようにしたい」と語っているように、「あらゆる手続が、役所に行かなくてもできる社会」を目指し、デジタル庁には、行政のデジタル化の「司令塔」として、地方自治体に対し強い権限を持ち、旧態依然とした日本の行政の仕組みを刷新していく原動力となることを期待するところです。

一方、社会はコロナ禍において、デジタル化の必要性がより一層高まり、接触機会を減らし、利便性を向上させるための対策や区民の生命を守り、地域経済を再生するためのデータ利活用の取組など、デジタル化を手段とした新しい生活への移行が急務となっています。これは単に今までの仕事を紙からスマホやパソコンに置き換え、効率化するのみならず、DXを通じて行政の在り方を根本的に見直し、区民サービスを変革することを目的としています。

また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護制度の見直しやマイナンバーを活用した情報連携の拡大による行政手続の効率化が進められようとしています。

私が令和2年第4回区議会定例会において一般質問をいたしました、PHRの活用による保健施策の推進関連では、行政と医療機関等による医療分野における規制の統一や健康増進事業関係のマイナンバーによる情報連携・活用が対象に追加される予定です。

例えば、医療・介護・健康・健診等の情報は、行政のみが保有するのではなく、個人が保有し、個人の判断で活用するなどの発想の転換も必要なのではないでしょうか。医療・介護・健康・健診等の情報を共有することと、区民・医療機関・介護施設等の利便性の向上に加え、二重投薬や重複検査を防ぐなど、医療費の抑制にもつながり、さらにはリスクのある方に対する予防措置・受診勧奨などを通じて区民の健康増進や健康寿命の延伸にもつながります。区独自のヘルスケアを進められます。

日本の政治経済の中心であり、全国への発信力の強い千代田区が率先して取り組み、区民へ類いまれなサービスを提供することが良策であると考えます。

以上を踏まえ、本区のDXの取組状況と今後の方向性について伺います。

また、DXの推進により、区民が、いつでも、どこでも、一人一人のニーズに合ったサービスを選択できることができ、多様な幸せを感じられる社会を実現することが必要です。

こうした観点から、本区のDX推進により、区民の生活やサービス提供がどのように変わるのか、ご見解を伺います。

デジタル化に当たっては、かかる費用（コスト）に対して、得られた成果がどうであるかを明確にしないまま、システムの導入に着手することはあってはなりません。職員はもちろんのこと、

我々議員や、自治体トップである区長のITリテラシーが低いと、適正な費用対効果の検証はできません。

以上を踏まえ、DX推進に当たってのデジタル化に係る費用対効果の考え方について、ご見解を伺います。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 初めに、このたび千代田区役所前の交差点で痛ましい交通事故が発生いたしました。お亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様には心よりお悔やみ申し上げます。また、おけがをされた皆様には一日も早い回復をお祈り申し上げます。

嶋崎議員のご質問のうち、初めに区政ビジョンに関するご質問にお答えいたします。

千代田区は、言うまでもなく日本・東京の中核であり、東京の顔そのものであります。人材にあふれ、創造性豊かで、活力に満ちた、ほかにはない自治体であります。そして、私が千代田区で目指すのは、「区民の皆様が将来にわたって豊かさと住みよさを実感できるまち」であります。また、区長として経験したコロナ禍、人のつながりや、地域の活力の大切さを改めて認識し、「絆」や「賑わい」なども不可欠であると感じたところです。

「豊かさ」、「住みよさ」は目新しい言葉ではありませんが、社会が大きく変化する中でも、普遍的な姿を具現化するためには、変化の先にある社会を見据え、区政を推進する必要がございます。このため、本区の将来像を描くビジョンをお示しするべく、中長期的な区政運営の方向性を示す基本構想などの改定に向け、検討に着手したところでございます。

社会状況の変化が激しい中、中長期的なビジョンをお示ししていくには、社会の動向、本区の現状を見極めながら、慎重に検討する必要があると考えております。今後、区議会や区民の皆様のご意見を伺いながら、多くの方が共感できる将来像を描いてまいります。

次に、新型コロナウイルス関係のご質問のうち、区の危機管理に関する認識とコロナ禍における区政運営の考え方について、お答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症への対応については、区民の生命、健康を守るという観点から、これまで、できる限りの対策を全庁挙げて行ってまいりました。とりわけ第5波の流行が見られてからは、これまで以上に感染者が増える中で、本区の自宅療養者も急増してきました。自宅療養者の命を守るのは、まさに区の責務であります。このため、7月の早い段階から庁内議論を積極的に進め、医師会や区内医療機関、薬剤師会など、あらゆる医療資源を最大限活用した支援体制を整えてきたところです。

第5波はピークアウトを迎えつつありますが、議員ご指摘のとおり、年末に向かっては、依然として予断を許さない状況にあります。区は決して手を緩めることなく、今回以上の感染再拡大が起こることを想定し、区民の生命と健康を守るため、万全の対策を講じてまいります。

次に、コロナ禍における区政運営の考え方についてですが、現下の状況にあっては、コロナ禍



が長期化することも視野に入れなければなりません。区民の命と健康を守ることはもちろんのこと、コロナ禍にあっても地域経済を活性化し、地域の活力の創出に努めるなど、今ある課題に的確に対応しながら、先を見据えた区政運営に努めてまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁いたします。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○**地域保健担当部長（原田美江子君）** 嶋崎議員のご質問のうち、新型コロナウイルス関係について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、自宅療養者の人数や支援等の実態についてですが、千代田区で9月10日時点、入院となっているのは42名、ホテル療養は14名、自宅療養者は44名となっておりますが、8月16日には123名と、大変多くの自宅療養者がおられました。

千代田区では、自宅療養者支援として、コロナ陽性判明後、入院が決まるまで自宅待機となった方に対し、スポーツ飲料や長期保存食、パルスオキシメーター等をいち早く配送しております。体調が悪化した場合には、往診や電話・オンライン診療が受けられる体制を整え、さらに希望された場合は協力医療機関につなぎ、必要に応じて酸素濃縮器や薬剤の処方、訪問看護もご利用いただける体制も整えてまいりました。患者の状態がさらに進んだ場合には、協力病院による外来受診や、区で確保した病床に入院することができる体制も確保してきたところでございます。

議員ご指摘のとおり、人流が増加する年末は、感染再拡大が懸念されます。また、ラムダ株やミュー株などの新たな変異株の日本での流行も危惧され、感染症が流行しやすい冬場を迎えるに当たって、予断を許さないところであります。

これまで取り組んできた体制をしっかりと維持しつつ、感染の再拡大に備え、さらなる強化に向けて取組を進めてまいります。

次に、保健所の組織体制及び配置場所の拡充に関する質問についてお答えいたします。

ご案内のとおり、感染症対策に伴う保健所業務の増大に対し、人員の増強が急務であることから、全庁を挙げての支援体制を構築するとともに、千代田会館8階に執務スペースの確保を図ってまいりました。このことによりワクチン接種など新たな課題に迅速に対応することが可能となりました。保健所機能は2か所に分かれてましたが、支障が生じることがないように緊密な連絡体制に努めているところです。

今後の保健所の組織体制としては、このたびのコロナ禍で浮き彫りになった課題を教訓に、非常時における業務執行体制の確立に向けた保健所内の有機的な連携体制の構築に加え、庁内応援体制の整備など、配置場所を含め、全庁的に検討してまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○**政策経営部長（細越正明君）** 嶋崎議員の財政状況に関するご質問にお答えいたします。

初めに、基金の活用状況についてです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を不測の事態と捉え、様々なコロナ対策に多額の基金を活用してまいりました。区が基金を維持することは、現下のような不測の事態の発生時でも、行政としてあらゆる事態に対応するための備えという目的もあり、そのことが区民の皆様の安心感にもつながるものと考えております。

しかしながら、基金が多額に及ぶ場合は、議員ご指摘のような疑念を生むおそれもあるため、本来の基金の目的を踏まえて活用を検証するとともに、議会の皆様のご意見も賜りながら、今後の新型コロナウイルス対策や施設整備の要素等も踏まえつつ、計画的に活用してまいります。

次に、今後の区の歳入見通しや、ふるさと納税の影響も踏まえた減収対策について、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染拡大によって、区民税の税収に大きな影響は生じなかったものの、たばこ税などを含む特別区税全体は減収となりました。また、令和3年度のふるさと納税による寄附金控除額は、千代田区においても10億円以上の税収減が予想され、看過できない状況となっております。

さらに、長引く感染拡大と度重なる緊急事態宣言の延長が続く現在、地域経済はこれまで以上に大きなダメージを受けており、今後はさらにコロナ禍の影響が大きくなる可能性が高まっております。こうした状況を受け、区といたしましては、引き続き社会経済の動向を注視しながら、情報の収集と分析を行い、精度の高い予測ができるよう努めてまいります。

また、こうした減収対策といたしまして、事務事業の見直しによる予算の適正配分等に取り組むとともに、これまで同様、国や都の補助金等の歳入確保に努めてまいります。特に、ふるさと納税につきましては、今後も区長会として国に粘り強く是正を求めてまいります。区といたしましても、返礼品に依存しないふるさと納税の仕組みをはじめ、様々な寄附制度も含めた対応策について、庁内でも議論を深めてまいります。

次に、令和4年度の予算編成の考え方についてです。依命通達で示した取組は、10%という数値目標を掲げることを1つの契機として、各部における事業の徹底した見直しや再構築をより一層推進することを目的としております。こうした取組を通じて、予算にめり張りをつけるとともに、生み出された財源を、コロナ禍で疲弊する区民の皆様の笑顔と明るさにつながる事業の実施に活用できるよう、令和4年度予算編成に当たってまいります。

〔デジタル戦略担当部長亀割岳彦君登壇〕

**○デジタル戦略担当部長（亀割岳彦君）** 嶋崎議員の本区のDX推進に関するご質問にお答えいたします。

まず、取組状況と今後の方向性についてでございます。DXとは、デジタル技術を活用し、新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、業務そのものや組織文化・風土及び働き方や社会そのものの変革につなげ、人々の生活をあらゆる面でより豊かに変化させることです。現在、区政の根幹となる主要な3つのシステムのリプレースを軸とし、DXの実現に向けた取組を行っております。

取組に当たりましては、区長をはじめ、庁内若手職員等で構成するPTを立ち上げ、区民サービスの利便性や業務改革、職員の働き方や職場環境の改善などをテーマに、これまでとは違った観点から、抜本的な変革に向けた検討を行っております。このPTにより描かれる区の将来像は、次期システムに反映するとともに、今後の取組の方向性を示す、（仮称）DX推進計画を策定し、区民の方の意見を伺う予定です。

また、PHRの活用につきましては、広域的な情報共有が必要であり、個人情報やセキュリティの確保等の観点から、本区だけで実現することは難しい状況にあります。ご提案いただきました概要を受け止めまして、引き続き研究してまいります。

次に、区民生活やサービス提供の変化についてのご質問にお答えいたします。

現時点では、区民が区役所に来庁せずに、家でも、外出中でも、手続や相談等が可能になることや、1か所で手続が完結すること及び一度提出した書類は再提出を不要とするなど、手続が一貫してデジタルで完結することを想定しております。そのほか、申請書類の電子化、来庁予約による待ち時間の削減、手数料等の支払いのキャッシュレス化、手続やサービスを横断的に案内できる仕組みなど、「書かせない、待たせない、来させない」を基本としまして、区民の方への利便性の向上を実現してまいりたいと考えております。

次に、デジタル化に係る費用対効果の考え方についてのご質問にお答えいたします。

デジタル化による費用対効果は、時間やコストの削減等の定量効果のみならず、区民の利便性や仕事の質向上、職場環境や働き方の改善など、DXの観点からの効果も見据える必要がございます。例えば、定型的な仕事をデジタルに置き換え、職員は相談や政策の形成などに傾注することで、区民サービスの質の向上にもつながるものと考えます。また、業務をデジタル化する前段階においては、非効率な手順・手続のスリム化を図り、同種業務との汎用性を高めることなどにより、導入や保守管理のコストの削減につながります。

いずれにいたしましても、システムの導入前には、一定程度の費用対効果を予想し、導入後にその効果測定と検証を行い、区民へのご理解と共通認識を深めていくことが重要であると考えております。

また、ご指摘のとおり、適正な検証を行うため、ICTに関する専門研修や外部専門人材による知見、ノウハウの活用など、職員等のITリテラシーの向上にも努めてまいります。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

**○財産管理担当部長（大森幹夫君）** 嶋崎議員の低未利用地の活用に関するご質問にお答えいたします。

現在、区では、広場活用や一時的な貸付地など暫定的な利活用を図っている、いわゆる低未利用地が22か所ございます。また、有している68施設については、今後も安定的に区民サービスを提供していくために、重要度や緊急度も踏まえながら、建て替えや大規模改修などを進めていかなければなりません。そのような中で、低未利用地につきましては、各部署や地域の抱えている事情が複雑に絡み合い、全体像を示すことが大変難しかったのが実情でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、低未利用地は、その土地の広さや立地により、建て替えや大規模改修の際の仮移転先、新築先などの候補地となり得ることから、その利活用の方法や処分、または新たな土地の取得など、その考え方や方針をあらかじめ整理しておくことが重要だと考えております。

また、施設全体の整理については、経年劣化などによる各施設の機能更新が迫る中、公共施設整備の在り方や低未利用地の活用について、一定の考え方を整理していく必要があるのも、ご指

摘のとおりでございます。現在、そうした議論の素材づくりに取り組んでおり、今後議会にお示しし、ご議論を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 嶋崎議員の、職員の確保と育成に関するご質問についてお答えいたします。

職員定数につきましては、社会経済情勢の移り変わりや人口増加に伴って見込まれる行政需要の増加に対応するため、ご指摘のとおり、平成31年第1回定例会において条例改正のご議決を賜りました。その後、行政課題を解決するために必要とされる業務量と職員数を精査して採用を進め、各所属に配置しているところでございます。

職員の採用に当たりましては、新社会人を対象とした採用のほかに、社会人経験によって様々な知見や見識を持った人材を採用できる経験者採用制度の活用や、専門的知識経験を有する管理職の任期付採用等を活用し、有為で多様な人材の確保に努めております。

議員ご指摘のとおり、行政課題は複雑化、高度化しております。このような状況でも区民ニーズを迅速かつ的確に酌み取り、区政に反映し、また今後予想される採用が難しい時代を乗り切るためには、職員が業務遂行能力を向上させて、持てる能力を最大限に発揮することが不可欠です。職員の育成については、これまでも行政系人事制度の改正に伴う職層研修の見直しやOJTの強化、先進自治体との情報交換等、様々な角度から改善に取り組んでまいりました。また、本年度から、職場風土や職員の意識改革・モチベーションの向上などについて基本から見直し、今後の人事制度に生かすための取組も開始したところでございます。

今後も、有為で多様な人材を適切に確保し、育成するとともに、専門性が高い分野につきましては、民間の力を取り入れて、多様な執行体制の確保に取り組むなど、様々な工夫を凝らしながら、区民サービスの質を高める区政運営を実現してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団を代表して、樋口区長に質問いたします。

冒頭、9月11日、庁舎前で痛ましい交通事故が発生いたしました。亡くなられた皆様方にご冥福をお祈り申し上げますと同時に、負傷された皆様方にお見舞いを申し上げます。

まず、**新型コロナ対策**について伺います。

新型コロナ感染者の急増で、都内の医療が崩壊寸前の危機を迎えた8月3日、政府は、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は、「原則自宅療養」という重大な方針を打ち出しました。小池都知事も7月28日、「自宅も病床のような形でやっていただくことが、病床の確保につなが

る」と「自宅療養」を広げました。この方針は、患者を事実上「自宅に放置」する無責任極まるものです。

この方針の下、患者の85%が自宅療養等を強いられています。都内では、8月1日から9月9日の間、自宅療養中に34人が亡くなりました。その中には30代、40代の方も含まれています。自宅療養と入院等調整中の方は、9月14日現在、全都で8,450人に上っています。

軽症、中等症への治療を早期に行い、重症化を抑えていく、これが標準的なコロナ治療です。これと逆行する「原則自宅療養」という方針が事態を悪化させたのではないのでしょうか。「息ができずに苦しみながら家で死ぬのは嫌です」、悲鳴にも似た、こんな区民の声が寄せられました。別の方からは、「入院ベッドが足りないなら、国や都と相談して野戦病院型施設をつくれればいい。なぜできないのか」と怒りの声も届けられました。

区長は招集挨拶で、「入院治療が必要な感染者が入院できず、自宅療養者が急増しており、多くの区民が生命の危険を感じる切実な問題となりました」と述べられました。本来、行政は、「生命の危険を感じる」事態をつくってはならないのです。

千代田区では今も多くの方が大きな不安を抱えつつ、自宅療養を余儀なくされています。命を守るためには「原則自宅療養」という国と都の方針を撤回させるべきではありませんか。そして、症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供する、これを、この大原則を、国・都・区の共通のベースにすべきではないのでしょうか。見解を求めます。

区民の不安に応えるには、ワクチン接種と一体に、医療体制強化と大規模検査が必要です。4点質問します。

1、臨時の医療施設の増設についてです。先ほどの区民の声にあるように、いわゆる「野戦病院型」施設なら医療従事者の確保が難しい下で、限られた人数で効率的に患者の状態を見ることができます。あらゆる手だてを尽くし、一刻も早く患者を受け入れるため、臨時の医療施設を大規模に増設するよう国と都に働きかけることを求めます。

第二は、病床確保と在宅医療の強化についてです。区長は招集挨拶で、「入院が必要になった場合に備え、一定数の病床を確保するなど医師会、薬剤師会、区内病院にご協力を頂いた」と述べられました。区民の安心につながることは間違いありません。さらなる病床確保を求めます。また、医療従事者の待遇改善を進めながら在宅患者への往診、訪問介護など在宅医療体制の強化を求めます。

第三は、自宅療養者とその家族の実態に応じたきめ細かな対応についてです。東京都は7月下旬、「フォローアップセンター」で、自宅療養者の健康観察を担ってきた対象を、それまでの「65歳未満」から「30歳未満」に縮小しました。それ以外を保健所に対応を求めてきたため、保健所の業務は一気に増えてしまいました。保健所による区内の自宅療養者の健康観察は、適正に行われているのでしょうか。現場の声に基づき保健所の体制強化を求めます。行政には、自宅療養者とその家族の実態に応じたきめ細かな支援が求められます。親が陽性で、小さな子どもさんが陰性の家庭など、ニーズに応じた全庁的対応はできているのでしょうか。答弁を求めます。

第四は、検査についてです。重症、中等症の患者に早く治療を進めるためにも、新規感染者を

減らすことが欠かせません。コロナ感染は半数が無症状感染者からであり、大規模な検査で感染者をいち早く見つけて、保護・隔離・治療につなげることで感染伝播の鎖を断つことができます。心配されるのは、デルタ株が子どもの感染をめぐる状況を大きく変えていることです。これまで感染しにくいとされてきた子どもへの感染が顕著に増えており、子どもから大人に伝播するという新たなパターンも報告されています。学校、保育園、学童クラブ等において、実態に応じてPCR検査を行うとともに、自宅で行える迅速な簡易検査を実施することを提案したいと思います。

次は、**地方行政デジタル化**についてです。

2016年12月に成立した「官民データ活用推進基本法」は、本人の求めに応じて個人情報の提供を停止する措置などは極めて不明確なまま、個人情報の利活用を促進し、国や地方公共団体が持つ個人情報を民間企業が活用できるようにしました。

翌2017年5月に全面施行した改正個人情報保護法は、法の目的規定の中に「新たな産業の創出」が盛り込まれ、成長戦略の1つとして個人情報の利活用を促進し、匿名化さえすれば個人情報が本人の知らない間に第三者に提供できる「匿名加工情報」制度を新設しました。

この延長線上にあるのが、今年5月に成立したデジタル関連法です。この目的は、行政が持つ個人情報を含む膨大なデータを、営利企業に開放し、利活用できるようにすることです。そのために幾つものツールが設けられました。（スクリーンを資料画面に切替え）

1つ目が、個人情報保護制度の一元化です。自治体の個人情報保護条例を「一旦リセット」し、（スクリーンの資料画面を切替え）全国的な共通ルールを法律で設定し、国がガイドラインを策定した上で、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容するとしています。（スクリーンの資料画面を切替え）

国はこうした「共通ルールの設定により、国と異なる自治体の規定は解消」させると述べています。この結果、自治権は大きく侵害されます。国の基準より多くの個人情報を保護対象としている自治体は、保護範囲の縮小を迫られます。（スクリーンの資料画面を切替え）

千代田区の個人情報保護条例は、区以外のコンピュータとの結合を原則禁止し、「審議会の意見を聴いて、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない」との規定を設けています。この審議会等からの意見聴取など、こうした独自の手持つ自治体も、見直しを求められるわけであります。（スクリーン表示を元に戻す）

個人情報保護条例は、自治体が住民と共に作り上げてきたものです。保護基準を国基準にまで引き下げようとする個人情報保護制度の一元化は、地方自治を否定することではありませんか。区長の見解を求めます。

2つ目は、国・自治体の情報システムの共同化と集約です。標準化法は、自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。（スクリーンを資料画面に切替え）

政府は昨年7月、「各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズをなくすことが重要」とした方針を閣議決定しました。自治体を国のつくった鋳型にはめ込み、自治体独自の仕様変更を許さないとしたら、自治体は多様性を失います。これも自治権の重大な侵害です。（スクリーン表示を元に戻す）

国保料・介護保険料・住民税などの減免や、介護保険の利用者負担軽減、子ども医療費の無料化など、千代田区独自の施策は、情報システムの標準化がされても引き続き実施できるのでしょうか。答弁を求めます。

3つ目は、マイナンバー制度の利用拡大です。（スクリーンを資料画面に切替え）

政府は、マイナンバーカードの鍵機能を使って、政府が管理・運営しているウェブサイト「マイナポータル」を入り口にして情報連携を進め、データをさらに集積するつもりです。マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。マイナンバーの利用を拡大するには法律の改正が必要ですが、マイナポータルを利用した情報連携の多くは、法改正の必要がありません。その結果、国は個人情報を集めやすくなるわけです。

国の「デジタル化指針」は「2022年度末を目指して、原則、地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする」と述べています。（スクリーン表示を元に戻す）

利便性の高さはセキュリティーの低さと表裏一体です。情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能です。果たして万全なセキュリティーは確保できるのでしょうか。答弁を求めます。

オンライン手続により、行政手続の簡素化、迅速化が図られることは結構なことです。しかし、原則オンライン申請とされた持続化給付金・家賃支援給付金等では、支援を受けられない事業者が多数生まれたことも事実であります。また災害時では、電源の確保、情報通信機能の麻痺などが問題となる、デジタルよりアナログのほうが安定的な手段になっています。

朝日新聞9月8日付に渋谷区の副区長が登場し、自治体のデジタル改革で、目指しているのは、「誰も来ない庁舎」と述べておられます。「区民にわざわざ移動してもらわなくてもいいサービスをつくりたい」とのことです。

しかし、自治体の窓口業務というのは、住民を最善の行政サービスにつなぎ、その人権を守る役割を担っています。「誰も来ない庁舎」という「デジタル改革」で果たしていいのでしょうか。対面のサービスも拡充し、住民の選択肢を増やすことこそ自治体の役割ではないでしょうか。見解を求めます。

次は、**地球温暖化対策**について伺います。

I P C C（国連気候変動に関する政府間パネル）は、今年8月、新たな報告書を発表し、「人間の影響が温暖化させてきたのは、もはや疑う余地はない」といたしました。同時に、これからの10年の思い切った削減と、2050年までに温室効果ガスの排出量の「実質ゼロ」を達成し、その後も大気中のCO<sub>2</sub>の濃度を下げる努力を続けることにより、21世紀の最後の20年には1.4度まで抑えることができることも示しました。

既に世界の平均気温は1.1～1.2度上昇しており、破局的な気候変動を回避するために、残された時間は長くありません。10年足らずの間に、全世界のCO<sub>2</sub>排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっています。

気候変動による脅威と被害は、日本でも、豪雨や暴風、猛暑など、極めて深刻です。気候危機

は、日本に住む私たちにとっても、緊急に解決しなければならない死活的大問題になっています。

さて、区長は今議会に、「2050年CO<sub>2</sub>排出ゼロ」を明記した地球温暖化対策条例の改正案を提案する予定であります。計画年度を2030年度までとした「地球温暖化対策地域推進計画」等も改定作業中です。今定例会は、2030年までの千代田区の気候変動対策を方向づける極めて大事な区議会になってきました。

以下、3点質問します。（スクリーンを資料画面に切替え）

1つは、温暖化対策条例が掲げた2020年までの対策目標、1990年度比で二酸化炭素を25%削減という目標が未達成となった原因は何かという問題です。（スクリーンの資料画面を切替え）

「地域推進計画」素案は、「CO<sub>2</sub>排出量を部門別に見ると、業務部門と家庭部門は増加傾向にあり、2020年度の部門別の削減目標水準に対し、達成が困難な状況にある」と述べています。（スクリーンの資料画面を切替え）

区内のCO<sub>2</sub>排出量の77%は業務部門であります。

業務ビルの床面積の増加が、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を達成できなかった最大の原因と言えるのではありませんか。答弁を求めます。

第二は、2030年度までの新たな削減目標についてです。今後10年間の思い切った削減が求められているときに、「2013年度比42.3%の削減」でいいのでしょうか。これは2010年比で35%程度の削減にすぎません。国連は2010年比で45%の削減目標を全世界に呼びかけています。これはあくまでも世界平均であり、世界で5番目の排出国である日本は、より積極的な削減目標が求められています。区が行ったパブリックコメントでも、目標引上げを求める声が少なくありませんでした。千代田区の削減目標の大幅引上げを求めるものであります。

第三。「地域推進計画」素案は、「本区のCO<sub>2</sub>排出量の最大の割合を占める業務部門では、建築物からのCO<sub>2</sub>排出量削減が最重要課題の1つ」だと述べています。この対策には、「既存建物における設備の高効率化の推進」とともに、床面積の増加の抑制が不可欠であります。都市再開発事業の在り方を見直す必要があるのではないのでしょうか。

その一步として、一定規模の再開発事業については、再開前と再開後のCO<sub>2</sub>排出量を、原単位と総量、両方で公表すると同時に、再開後の総量は再開前より一定量の削減を義務づけるルールを提案したいと思います。答弁を求めます。

最後に、**街路樹を生かしたまちづくり**について伺います。

第9回明大通り沿道協議会は9月3日、街路樹を含めた沿道整備内容を委員全員で確認し、昨年1月から始まった協議会を閉じました。この日は、合意を見たことへの喜びが各委員からこもごも語られました。「プラタナスをマグノリアに替えてしまう計画に驚き、プラタナスを残してほしいと運動を始めた。沿道の4分の3がプラタナスとなり満足している」「明大通りに駿河台句の植栽が決まり、とてもうれしい」、また、「明大通りに桜が咲くまで長生きしたい」などと、笑顔の発言が相次ぎました。専門家からも感想と助言がありました。「議論の過程の中に今後生かすたくさんさんの宝がある」、また、「すばらしい結果となった。明大通りの成果を次の世代に



引き継いでほしい」。各委員からは、座長、アドバイザー、そして区の担当職員への感謝の声も寄せられました。

市民・沿道の皆さんが率直に多様な意見を出し合い、専門家の助言を得ながら、全員が合意できる内容にまとめ上げていく。この過程を区の職員が下支えをする。これが本来のまちづくり運動ではないかと、私自身も多くのことを学びました。

専門家の方が発言された、「今後に生かせるたくさんの宝」を、今後のまちづくりに生かせる教訓としてまとめ、区民が共有できるようにすべきではないでしょうか。

また、街路樹について、協議会では、枝や葉が茂っている部分である樹冠の目標を持つことの重要性や、落ち葉の処理・剪定など、維持管理の在り方が議論されました。街路樹の整備と管理には長年にわたる一貫した政策が求められます。その一貫性を保障するために、街路樹憲章の制定を提案するものであります。

さて、明大通り沿道整備とは正反対の手法で進められているのが、神田警察通り沿道整備であります。最も際立った違いは、沿道の住民・市民の多様な声に対する向き合い方です。明大通りは、町会・沿道の方々とともに、沿道整備に関して陳情書を提出された陳情者なども委員として参加し、多様な意見が反映する場になりました。

一方、神田警察通りでは、アンケートの手法も取られました。これも市民の声を聴く1つの手法ではあるでしょう。問題は、アンケートの集計結果を、多様な声の交流と、住民合意のまちづくりに向けたきっかけにするのでなく、「植え替えを含む課題解決」が多数の声だと、現行計画を強引に進める道具にしてしまったことであります。こうした手法は、沿道住民の声に分断を持ち込みかねません。

沿道住民の疑問は、大きく2点です。1つ、なぜ成長した街路樹の大半を伐採するのか。2つ、整備内容を決める前に、なぜ沿道住民の声を聴かないのか。この2点です。工事契約を交わす前に、沿道住民の疑問に答え、説明責任を果たすことは区の最低限の責務ではないでしょうか。答弁を求め、質問を終わります。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 木村議員の、新たな病床確保と在宅医療体制の強化についてのご質問にお答えいたします。

このたび、猛威を振るった新型コロナウイルスの感染拡大、この第5波はピークアウトを迎えつつありますが、いまだに収束のめどが立っておらず、予断を許さない状況です。区は、自宅療養者が増加し始めたことを受け、区内医師会や協力医療機関と連携し、区民が安心して自宅療養ができるよう、訪問看護ステーションの活用や病床の確保など、整備を着実に進めてまいりました。

今後、このような感染再拡大が起こることを十分に想定し、区民の生命と健康を守るため、より一層の在宅医療支援体制の強化に努め、万全の対策をとれるように検討を進めてまいります。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁いたします。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 木村議員の新型コロナ対策に関するご質問のうち、学校、保育園、学童クラブ等におけるPCR検査等のご質問にお答え申し上げます。

学校はもとより、幼稚園、保育園、児童館や学童クラブなどの現場におきましては、換気や清掃、消毒、そして飛沫が飛ばないように対策など、様々な感染防止対策を日々行っております。これに加えまして、7月から8月にかけて、これらの学校や子育て支援施設に従事する職員に対しまして、東京歯科大学ご協力の下、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を実施いたしました。総勢1,668名の職員がワクチン接種を希望し、2回の接種を終えたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染の有無につきましては、正確な診断と感染者への適切なケア、そして感染拡大防止対策を適切に実施することが肝要だと認識をしております。このため、各施設において感染が判明した場合には、保健所が接触状況等の調査を行った後に、必要に応じてPCR検査や抗原検査を実施するなど、迅速かつ適切に対応しております。また、国から学校に配布をされます抗原簡易キットを使用する際におきましても、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員が立ち会うことや、検査の正確性等をより期すため、医師等による検査を推奨しているところでございます。したがって、現段階におきましては、自宅で行える簡易検査の積極的な活用は、なかなか難しいと考えております。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 木村議員の新型コロナ対策についてのご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

新型コロナ患者の入院に関しては、病床の逼迫に伴い、中等症の患者が入院できない事態が生じました。このため、軽症者は「原則自宅療養」とされたわけでございますが、患者の症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することは、医療の大原則と考えます。医療施設の増設等については、これまでも区長会等を通じ、国・都に要請してきたところですが、今後とも患者受入れに向けて働きかけてまいります。

自宅療養者の健康観察については、これまでも全庁を挙げて応援体制を敷きつつ、保健師により、漏れなく観察を続けてまいりましたが、第6波に向けては、患者数の増加に備え、患者がスマートフォンで自らの体調を入力できるMYHERSYS等のシステム導入や、業務委託等も検討するなど、状況を見極めながら随時適切な対応を図ってまいります。

最後に、保護者がコロナ陽性で、お子さんが陰性の場合の対処です。親族の方に見ていただくのが基本ではございますが、諸事情で困難な場合には、児童・家庭支援センター、児童相談所と連携しながら、保護者が安心していただけるよう対応してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 木村議員の地球温暖化対策のご質問にお答えいたします。

初めに、現行地球温暖化対策条例の対策目標未達成の原因は、業務床面積の増加ではないかとお尋ねですが、条例が施行された2007年度と直近の2018年度のデータを比較すると、

業務床面積は、ご指摘のとおり、約15.4%増加しているのに対しまして、業務部門のCO<sub>2</sub>排出量は約11.6%減少いたしました。なお、この間、電力のCO<sub>2</sub>排出係数は約8.4%増加しております。

既成市街地である本区の業務床面積の変化は、すなわち機能更新によるものであり、これにより、オフィス等の環境性能が向上し、エネルギー消費が減少をいたしました。区といたしまして、環境計画制度による新築建物の事前協議や、既存ビルへのグリーンストック作戦など、取組を進めてまいりました。

しかし、本区における業務系消費エネルギーの大部分が電力で占めており、排出係数の上昇に伴い、業務系のCO<sub>2</sub>排出量の減少は11%程度にとどまり、対策目標が達成できなかったものと認識をしています。

一方で、機能更新がなければ、建物・設備の老朽化や陳腐化が進み、消費エネルギーは増加し、排出係数が高まる中、条例施行以降、業務系CO<sub>2</sub>排出量は減少どころか、さらに増加したものと考えます。

業務床の機能更新は、CO<sub>2</sub>排出量削減に寄与しましたが、結果として、対策目標を達成できなかったことは事実であり、重く受け止めております。

今般の条例改正、計画改定等により、業務系消費エネルギーのさらなる削減、100%再生可能エネルギーで企業経営を賄うRE100等の普及に取り組み、2050ゼロカーボンちよだを目指してまいります。

次に、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量の対策目標の削減についてのお尋ねですが、地球温暖化対策推進計画では、2050ゼロカーボンちよだを将来像として定め、2050年の区内CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すとともに、2030年度までの対策目標を2013年度比で42.3%の削減としております。この目標は、有識者や区民、事業者等で構成される「地球温暖化対策推進懇談会」で、足かけ3年にわたる議論を経て検討され、議会のご議論も踏まえ、計画案にお示したものでございます。

国や都は、「温室効果ガス7ガス」の削減率を指標としているのに対し、本区対策目標は「エネルギー起源の二酸化炭素」の削減率を指標としています。また、国や都が、いわゆる「バックキャスト手法」により数値を示し、施策等に基づく内訳が一部明らかでないのに対し、本区は、有識者の意見も聴きながら、施策の実施に基づく削減率を算出しております。このような違いから、国や都よりやや低めの数値になっていることをご理解いただきたいと存じます。

区も、2030年度の中期対策目標の重要性を認識し、さらに踏み込んだ取組の可能性を模索しており、計画改定後も、懇談会や議会においてご議論いただきながら、適切に対応してまいります。

次に、一定規模以上の再開発事業等におけるCO<sub>2</sub>排出量の公表についてのお尋ねですが、本年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法は、CO<sub>2</sub>排出量に係るデータの公表を1つの柱としており、事業者の情報公開が推進すると認識しております。再開発事業など、プロジェクト単位のCO<sub>2</sub>排出量等の公表についても、当該事業が及ぼす影響評価の対象として研究をしてまい

ります。

削減ルールのご提案についてですが、開発事業におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減については、その実効性を担保する都市計画手法等、制度の在り方やエネルギーレジリエンスの強化など、総合的に検討する必要があると認識しており、今後研究してまいります。

次に、街路樹を生かしたまちづくりに関するご質問にお答えいたします。

初めに、明大通り沿道整備協議会の成果を共有すべきとお尋ねですが、明大通りなどの道路整備の課題を踏まえ、区は平成31年3月、道路整備方針を策定いたしました。この方針で、沿道整備協議会の設置や地域事情を考慮した意見聴取など、事業推進の在り方について一定の方向性を取りまとめました。ご指摘の「今後に生かせるたくさんの宝」も、地域の事情を踏まえながら、道路整備方針に沿って協議を進めたものであり、その成果は、検討プロセスも含め共有を図り、今後の道路整備に生かしてまいります。

次に、街路樹憲章についてのお尋ねですが、街路樹の整備・維持管理については、道路整備方針に基づき地域特性を踏まえて進めることとし、ご提案の憲章については、本年改定した「緑の基本計画」を踏まえ、様々な緑に対する区民や企業等の参画の手法の1つとして、今後、研究してまいります。

次に、なぜ街路樹を伐採するのかとお尋ねですが、神田警察通りの整備は、沿道まちづくり構想、賑わいガイドライン並びに道路整備方針や自転車利用ガイドラインに基づいて、自動車から人優先の道路への転換を図り、安全・安心を基本に、まちの個性と魅力を価値へとつなげ、コミュニティの活性化や賑わいの創出を目指すものであります。

自動車の車線数を減らし、歩道拡幅と自転車走行空間を整備するために、必要な有効幅員を確保しなければなりません。既存街路樹を現位置に残してはこれを確保できないことから、伐採し、協議会の議論の集約に沿って、地域が望む新たな樹種に更新をするものです。

なお、既存街路樹のうち移植可能で安全に管理ができるものは、他の道路に移植いたします。街路樹の伐採・更新それ自体を目的とするものではないということにつきましては、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、整備内容を決める前に、なぜ沿道住民の意見、声を聴かないのかとお尋ねですが、神田警察通りは一つ橋地域から神田鍛冶町に至る延長約1.4キロメートルに及ぶ区道であり、路線を通じた在り方や沿道のまちづくりも含めた「全体最適」を考慮した整備が必要です。

また、街路樹だけではなく、安全で円滑な交通環境やバリアフリー、防災やインフラ収容など、道路の多様な機能について総合的な議論が必要です。さらに、工事の影響や周辺の開発との調整などについても検討しなければなりません。

こうしたことから、交通、防災やコミュニティ、地域福祉、商工振興、祭礼等の地域事情を総合的に熟知する町会・商店会等の方々で構成する協議会で道路整備の検討を深めてまいりました。

神田警察通りの協議会には、沿道13町会、商店会の方々にご参画いただき、平成23年から10か年にわたり延べ18回の会議を重ね、様々なご意見を伺い、整備の方向性をまとめてまいりました。加えて、新たな手法として、沿道街区に4,700通余のアンケートを配布し、幅広く

意見を聴くとともに、その結果を踏まえ、議論を深めました。このように様々な手法を使って沿道住民、関係者の声を聴き、学識経験者の意見も参考にして、区が総合的に判断し、整備内容を決定したものでございます。

一方で、沿道住民の中には、自らの地先の街路樹について、個々に様々なご意見があることも承知しております。これまで、整備計画について、ホームページで情報提供をしてまいりましたが、今後は、工事の内容も含め、丁寧で分かりやすい情報提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 木村議員の、個人情報保護の一元化に関するご質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に当たっては、行政手続のデジタル化の後れなど、様々な課題が浮き彫りになりました。今回の法案では、個人情報の一元管理を図るものではなく、国や地方公共団体において、引き続きそれぞれが個人情報を保有することを前提に、システムやルールを基準化、共通化し、データも利活用しようとするものでございます。

また、いわゆる「オンライン結合」については、個人情報保護法改正により、法が求める安全管理措置義務等を通じて安全性を確保することとなるため、個人情報保護の水準が引き下がるものではないと認識しております。

今後は、法律的確な運用を確保するため、令和4年春に国からガイドラインが示される予定です。他の自治体の動向等も参考にしながら、個人情報の保護と活用を両立する法律の趣旨を踏まえ、区の考え方を整理してまいります。

〔デジタル戦略担当部長亀割岳彦君登壇〕

○デジタル戦略担当部長（亀割岳彦君） 木村議員の、地方行政デジタル化についてのご質問にお答えいたします。

まず、システムの標準化に伴う、区独自の施策の実施についてでございます。国は17業務について、標準システム利用を義務づけており、業務ごとに順次公開される標準仕様を基に、区において業務や帳票類等の適合検証作業を行います。

その結果、標準システムの仕様がないものにつきましては、それを理由にサービスを廃止するという事は行わず、これまでどおり、区民本位でサービスを考え、区独自業務として継続する場合は、外づけのシステムとして開発し、継続していく予定です。

次に、マイナンバーの利用拡大に伴うセキュリティーの確保についてのご質問にお答えいたします。

情報セキュリティーの確保のためには、悪意ある者によるデータ搾取や改ざん等の攻撃を物理的に防ぐこと、データを扱う全ての関係者の情報モラル向上などの人的対策が必要不可欠と考えます。本区のDXを推進していく中で、システムのリプレースにおいて、物理的なセキュリティー対策の見直しと強化を図り、併せて職員への研修やセキュリティー事故の訓練を実施し、人的なセキュリティー対策を講じてまいります。

区民の方へは、デジタルデバインド対策や情報モラル教育などにより、情報を正しく安全に利用することなど、必要な知識の普及・啓発を行ってまいります。

いずれにいたしましても、情報セキュリティ確保のための対策やデータの活用目的などについて、区民等へ説明責任を果たし、共に理解をしていくことに努め、情報資産の安全で安心な管理を行ってまいります。

次に、対面のサービスも拡充し、住民の選択肢を増やすことについてのご質問にお答えいたします。

行政のDXは、「デジタルの利用により、一人一人のニーズに合った行政サービスを選ぶことができ、利便性とともな幸せな暮らしが実現できる社会」を目的としております。デジタル化により、職員の単純定型的な内部事務が省力化され、その分の労力を窓口対応や相談などに傾注することができるなど、対面サービスの拡充につながります。

また、デジタル化を進める上では、利用者が得る便益を第一に考え、全てをデジタル化するのではなく、不慣れな方や希望する方には、窓口等において、より丁寧な対応や紙媒体等のご案内を併用するなど、一人一人のニーズに合ったサービスを提供してまいります。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 再質問させていただきます。ぜひ在宅医療の万全な体制の構築、区長にお願いしたいというふうに、お願いいたします。再質問では、地方行政デジタル化について、ちょっと伺います。

住民サービスがどうなるのか、千代田区独自の上乗せサービスがどうなるのか、これは非常に住民の方も気にされているところであります。標準システムが標準化されたら、新たに国が標準化したシステムに、これを区が導入した上で、区独自に再びカスタマイズをしなくちゃいけないという、先ほど外づけのシステムとして継続していきたいというふうに言われました。ただ、標準化法という、この国の法律では、カスタマイズするためには3つの要件が必要だと言っています。1つは効率的であること。それから互換性があること。それから必要で最小限度の追加であること。どれが必要最小限度なのかというのは誰が判断するのかということです。となると、結局国が認める範囲でしか、住民、千代田区独自のサービスというのを、上乗せサービスというのを継続できないんじゃないかと、こういう心配を拭えないわけです。

その辺は今後どうなっていくのか。ガイドラインができた上で、さらに詰められるのかどうかという、その辺はぜひ問題意識を持って区としても取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

台湾のオードリー・タンというデジタル大臣が、DXの目的は民主的な社会の実現にあるのだと、こう言っています。デジタル化によって住民はいつでもどこでも意見を表明することができると。これによって社会参加が促進されるんだと、（ベルの音あり）こういう考え方です。しかし、日本は、企業の利活用のためのデジタル化なわけですよ。

そういうことですので、やはり誰のためのデジタル化なのかということを、しっかり胸に刻みつつ、千代田区のデジタル化について、本当に住民サービスの向上と人権の前進に役立つような

形での具体化に進んでいただきたいということを述べておきます。

再質問は1点ですね。住民サービスについて。以上です。

〔デジタル戦略担当部長亀割岳彦君登壇〕

○デジタル戦略担当部長（亀割岳彦君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

デジタル化による住民サービス、標準化システムによる独自サービスはどうかという件でございますが、標準システム17業務について義務化されているという背景がございます。ただ、一方で、総務省が出している地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針、こちらがございまして、こちらには、制度・仕組みですね、条例に起因するものですか、独自の住民対応に起因するカスタマイズというものは、一切いけないと制限をかけているものではありません。

ただ、議員ご指摘のとおり、可能な限り、必要最小限ということがございます。この必要最小限の量り方は、先ほども答弁で申し上げましたとおり、やはり我々は区民本位のサービスという観点で考えていきたいと思っております。

外付けサービスについては、今、仕様の概要が明らかになっておりませんので、また詳細が判明しましたら、ぜひご説明させていただきたいと思っております。

それから、なぜ、その住民サービスデジタル化が本当に住民サービスの向上につながるのかということなんですけども、我々自治体は、サービスその時々ニーズに合わせて住民サービスを行っております。自治体のデジタル化は時代の要請でもございます。行政の仕組みがこの時代に最適なものとなるように積極的に変革するということは、時代の流れからしても必要なことであると考えています。

区民誰もが利便性とともな幸せな暮らしが享受できる社会を目指すために、我々はデジタル化を目指していくという考えでございます。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

公明党議員団を代表して、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和3年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問させていただきます。

初めに、先週9月11日に、千代田区役所前、正面入り口前の交差点で、タクシーが歩行者や自転車をはね、6人の死傷者を出すという痛ましい事故が起きました。お亡くなりになられた方のご家族に心よりお悔やみ申し上げますとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が確認されて1年半余りとなりますが、いまだに日常生活に多くの

制約を与え、大きく生活に影響を及ぼしています。区としても、コロナ対策の切り札とされているワクチン接種を強力に進めていただき、10月までに対象年齢の8割の方が接種できるように順調に進めていただいております。

今後は、30歳以下の方々に接種を進めていくことが重要で、その中でも、夏休みが終わり学校が始まっている12歳から15歳の方への接種が特に重要になってくると思われれます。この世代の方々の接種には保護者の同意が必要で、保護者の中には、確証のない報道やSNS等によるデマの情報を信じ、接種をためらう方も多くいます。区でも、接種が進むようにホームページに専門医のメッセージ動画等を掲載し、LINE等のSNSでも接種を呼びかけてっていますが、なかなか保護者の皆様に届いていないように思います。

そこで、12歳以上のお子様をお持ちの保護者の方に、学校を通して、専門医によるワクチン接種のメリットとデメリットを説明するお知らせ等を配布してはいかがでしょうか。また、今後新たなワクチンの情報が出てきた場合も、その都度保護者にお知らせしてはいかがでしょうか。

第5波と言われるデルタ株は感染力が強く、日本中に猛威を振るっています。東京では医療体制が逼迫し、本来であれば入院治療が必要な方々が入院できず、また、ホテル療養もできない自宅療養者が急増し、先日、悲しいことに、自宅療養者の中にお亡くなりになる方まで出ました。

千代田区においても同様で、入院治療が必要な方が入院できず、自宅療養者が急増いたしました。8月15日時点では、自宅療養者・入院先が決まらない自宅待機者129人にまでなっていると聞いています。千代田保健所が担当している感染者の患者は、区民だけでなく、居住実態が千代田区にある人も含まれていると伺いました。

区長の招集挨拶にもありましたが、保健所の方が入院調整に全力で取り組み、医師会や薬剤師会のご協力を頂いたおかげで、区内での自宅療養者がお亡くなりになることがありませんでした。ご尽力いただいた関係各位の皆様には御礼と感謝を申し上げます。

ただ、自宅療養者・自宅待機者がゼロになったわけではありません。また、いつ新たな変異株が発生し、第6波がいつ来るかも分かりません。墨田区や品川区ほか、多くの自治体では独自の取組で住民を支えています。例えば「品川モデル」は、まず保健所が自宅療養中の患者に日々実施する健康観察を通じ、比較的症状が軽い患者の中からオンライン診療が必要な人を判断し、その患者には、保健所が診療用のURLをメールで送付します。患者は、URLにスマートフォンなどからアクセスし、名前や症状などを入力すると、オンライン上の「仮想待合室」に入室した状態になります。

その待機中の患者を、医師会に所属する医師のうち、有志10人の手が空いたタイミングで順番に患者を診療し、必要に応じて、薬の処方箋を患者の最寄りの薬局へファクスし、その日のうちに患者の自宅まで薬が配達される仕組みなのです。

自宅療養中の患者は、症状が重く入院調整が急がれる人から、症状が軽い人まで、状況が様々です。保健所は、軽症の患者からでも、「せき止め薬が欲しい」「持病の薬がなくなりそうだ」などの問合せがあれば、自らオンライン対応ができる医師を探して患者に紹介しなければなりません。品川モデルではその手間がなくなります。



品川区医師会の三浦理事は、「保健所が、より症状の重い自宅療養者の入院調整や健康観察に専念できることがメリット」と言っており、また、自宅療養中の患者にとっても、オンライン画面越しに顔を見ながらの診療は「安心感につながる」と語っておられました。

そこでお伺いします。区としても、様々取り組んでいただいておりますが、ワクチン接種とともに、区民に安心していただける区独自の支援体制を構築してはいかがでしょうか。また、そのことを公表してはいかがでしょうか。公表することで区民の安心につながると考えます。ご所見をお聞かせください。

現在、国で配布を進めている抗原簡易キットは、基本的には、教職員を検査対象としており、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、出勤後に発熱やせきなどの症状が見られ、医療機関を直ちに受診することができない場合等に使用することを想定しています。また、児童・生徒が登校後に体調不良を来した場合にも活用できますが、その場合、まずは保護者に連絡し、速やかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則で、どうしてもすぐに帰宅することが困難な場合や、地域の実情で直ちに医療機関を受診できない場合の補完的な対応として、小学4年生以上の児童・生徒に使用できるとされています。

国から配布される検査キットは、鼻腔検体を採取する方法であるため、医師等の医療従事者が常駐していない学校等では、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員が立ち会い、鼻腔検体を被検査者本人が自ら採取することになります。

この検査に立ち会う教職員は、既に周知している文部科学省作成の手引きや、配布される各製品の説明書の理解を深めることに加え、厚生労働省のホームページで示されている「医療従事者不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の研修を受け、内容を理解し、「理解度確認テスト」を全問正解できることが求められています。また、そのほか様々な制限や留意事項があり、基本的によほどの条件が重ならない限り、活用する場面があまりないように思います。

ただ、今後、新たな変異株が発生し、第6波などや、大きなクラスターが起きた場合のことを想定すると、備えておくべきと考えます。

そこでお伺いします。本区では、どれぐらい抗原簡易キットを確保しているのでしょうか。また、いざ使うときに際しての体制や、研修方法についてお聞かせください。

次に、自殺対策についてお伺いいたします。

厚生労働省の統計によると、今年1月から6月の小中高生の自殺者数は、暫定値で234人。年間で過去最多となった昨年の同期間より31人多くなっています。自殺増加の背景として、コロナ禍により家庭・学校の環境変化なども指摘されており、今なお予断を許さない状況にあります。特に夏休み明けの時期は、子どもの自殺が多くなる傾向があります。

NPO法人・全国不登校新聞社の石井編集長は、新型コロナウイルス感染拡大が続く中で、小中高生の自殺が増えている現状に、「かつてない危機感を持っている」として、注意を呼びかけています。また、子どもからのSOSを周囲の大人が見逃さないよう訴えており、コロナ禍の長期化で子どもたちの心にストレスがたまり続けています。さらに、学校に行くのがつらい子ども

にとって、夏休み明け前は学校に行きたくないと苦しかったことをより鮮明に思い出し、恐怖感が増していく時期だとも指摘しています。「学校へ行きたくない」という訴えは、命に関わるSOSだとも言われております。

子どもの自殺のおそれがある場合は、保護者や教師ら大人がとるべき対応として、言葉に出して、「あなたのことが心配だ」と伝える(Tell)、「死にたい」と思っているかどうか、素直に尋ねる(Ask)、絶望的な気持ちを傾聴する(Listen)、少しでも危険を感じたら、学校を休ませるなど安全を確保する(Keep safe)という、「TALKの原則」が求められるとし、子どもが言葉でSOSを出していなくても、体調不良や情緒不安定、不眠、宿題が手につかないなど、ふだんと違う様子があれば、注意が必要だと指摘しています。

SOSに気づいた場合は、「何に苦しんでいるのかを聴き取り、(子どもの訴えに)即した行動をとってほしい」と語っています。

そこでお伺いいたします。この夏休み明けは、通常とは異なる様々な不安を多くの子どもたちが抱えているということを十分に踏まえ、最優先で心のケアを行っていく必要があると考えます。区として、不安定な長期休みに多い自殺リスクに対しても、万全の策を講じるべきであります。

また、休みの間に家庭内での虐待があることも踏まえ、学校と保健所、児童相談所が連携して、子どもからのSOSを見逃さず、迅速かつ確実に受け止めて、支援につなぐことが重要と考えます。もし、そのような児童・生徒がいた場合には、区の相談窓口で確実につなげ、東京都の非対面型相談事業であるSNS相談や教育相談一般、いじめ相談ホットラインなどを活用し、万全の体制を構築すべきと考えます。また、保護者の方々へのフォロー体制も行っていく必要があると考えます。見解をお聞かせください。

政府は9日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、希望者のワクチン接種が完了する11月頃をめどに実施する行動制限緩和の基本方針を発表いたしました。コロナ下での日常生活や経済活動の回復に向けた取組で、ワクチン接種などを条件に、都道府県をまたぐ旅行や大規模イベント開催を認め、飲食店の酒類提供も容認する方向です。

基本方針では、マスク着用といった基本的な対策は維持するとともに、ワクチン接種をしない人が不利益を受けないよう配慮するとも明記されています。制限緩和は段階的に行う方針で、当面の経過措置として、まん延防止等重点措置の地域で一定の要件を満たした飲食店に、酒類提供や営業時間延長を認める方向です。運用上の課題を整理するために、実証実験を10月に行う予定です。制限緩和には、ワクチンの2回接種が完了した接種済証かPCR検査などの陰性証明の提示を求める仕組みで、「ワクチン・検査パッケージ」を活用する予定と伺っています。

そこでお伺いいたします。長引く営業時間の短縮や外出自粛の影響により、区内商店街や飲食店は、厳しい経営環境が続いていることを考えると、この機会を逃してはならないと考えます。現在、都は、都内繁華街のある商店街で、感染拡大防止の観点から飲食店などの従業員や来客者を対象としたPCR検査の準備を進めています。本区もこうした対策などを参考に、区独自の新たな支援策を打ち出してはいかがでしょうか。

例えば、飲食店への入店に際し、短時間で結果が分かる抗原検査キットを配布することや、接

種証明や検査での陰性証明を提示すると割引を行うお店への補助等を検討してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、**がん対策**についてお伺いいたします。

9月はがん征圧月間です。がんによる死亡者数を減少させるためには、科学的に死亡率減少効果の明らかな方法による検診を実施し、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見し、早期治療につなげることが重要です。

区では、国の定めるがん検診実施のための指針に基づき、20歳以上の区民の偶数年齢の女性を対象に子宮がん検診、40歳以上の区民を対象に胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診を実施しています。大腸・乳・子宮がん検診においては、一部の対象者の自己負担額を無料とするクーポン券事業を実施してきましたが、令和元年度から、全てのがん検診について自己負担額を無料化しております。

基礎的自治体である区が区民の健康に関する施策を充実することは非常に有意義なことであり、積極的に取り組む姿勢は大いに評価いたします。がん検診の自己負担額無料化により受診率が向上しましたが、さらなる受診率の向上に向けた取組が必要です。

そこでお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、検診の開始時期の延期や受診控えがあり検診率が落ち込みましたが、令和3年度は受診率の回復を図るとともに、引き続き、検診の精度管理と受診しやすい環境の整備に取り組むことが重要と考えます。

そこでお伺いします。区としてコロナ禍でのがん検診受診率を向上させるため、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

次に、ピロリ菌検査助成についてお伺いします。

WHOは、今から20年以上前の1994年に、ピロリ菌は胃がんの原因であると認定し、2014年には、胃がん対策はピロリ菌除去を重点に置くべきであるとの発表を行っており、ピロリ菌除去による胃がんへの有効性については、今さら説明する必要もなく、当たり前の一般常識になろうとしております。

北海道医療大学の浅香学長は、胃がんで命を落とすのはもったいないという時代に入ったとも言っています。胃がん予防のためにピロリ菌は除去すべきだと、以前にも提案させていただきました。私の先輩議員の山田元議員も何度も訴えさせていただいております。

多くの自治体で胃がん検診の際にピロリ菌検査を導入するところが増えてきております。いつまでも国の動向を注視しながら待っているべきではないと考えます。区においても、胃がんの検診の際に、ピロリ菌の有無の検査を追加し、早期発見、除菌を行うべきと考えます。見解をお聞かせください。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについてお伺いいたします。

日本産科婦人科学会によりますと、「子宮頸がんは、若い女性がかかるがんの中では乳がんに次いで多く、年間約1万人近くの女性が罹患し、約2,800人も女性がお亡くなりになっております。現在、世界の80か国以上において、HPVワクチンの国の公費助成によるプログラムが実施されています。

平成25年6月14日に厚生労働省から自治体宛てに、「接種の積極的な勧奨とならないように留意すること」との勧告が出たことで、ほとんどの自治体が、A類定期接種ワクチンの個別通知をやめてしまいました。結果として、平成22年度には約70%あった接種率が1%に激減し、罹患するリスクが導入以前に戻ってしまったと伺っています。

本区でも、勧告が出されて以来、小学校6年生から高校1年生の女子を対象として、定期接種という形で接種できるようになっていますが、積極的な勧奨を行わなくなったために、ワクチン接種者が大きく減ったと聞いております。予防接種法第6条に、「対象者への周知等を行うとともに接種機会の確保を図る」とあり、近年、自治体では、これらを行わないことで、将来、市区町村の不作為が問われる可能性も否定できないと、様々な動きが出てまいりました。

また、最近の子宮頸がんワクチンの研究では、「懸念されていた子宮頸がんワクチンの副作用というのは一切証明されていない。日本でもいろいろ調査をやっているが、因果関係があるという結果は全く得られていない」との研究結果も発表されています。また、2018年ノーベル医学生理学賞を受賞した京都大学の本庶佑特別教授も同様のことをインタビューで答えております。8月31日に行われた田村厚生労働大臣の記者会見では、子宮頸がんを防ぐHPVワクチンについて、積極的接種を呼びかけ、接種勧奨の再開を検討すると正式に表明いたしました。

千葉県いすみ市では、定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して、「費用助成期間終了」の通知の発送をしております。また小樽市では、厚労省の最新情報を丁寧にホームページに載せており、最後になお書きで、WHO等が安全宣言とともに接種を強く推奨していることに加え、日本国内でも、産婦人科学会・小児科学会をはじめとする専門17団体が共同で接種を支持する声明等、国内外の情報を市民に伝えております。

子宮頸がんの罹患年代は、妊娠・出産・子育てのピーク時と一致し、少子化にも影響します。

そこでお伺いたします。本区も、対象年齢の方々に国の最新情報やWHO等が安全宣言とともに接種を強く推奨していることや、産婦人科学会・小児科学会をはじめとする専門17団体が共同で接種を支持する声明などを、対象の年齢の方にお知らせしてはいかがでしょうか。また、区のホームページにも掲載してはいかがでしょうか。

この8年間、勧奨中止であったため、定期接種世代時に1度も勧奨案内を送ってもらえなかった世代も多くいます。この方々にも案内を送り、接種を希望される場合には、定期接種と同様に公費負担を検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、**豪雨対策**についてお伺いたします。

想定外の豪雨が毎年のように列島各地を襲っています。特に近年頻発しているのが、「内水氾濫」による被害です。内水氾濫は、下水道などの排水能力を超える大雨が降り、水が市街地に溢れ出す現象で、標高の低い場所で起きやすく、コンクリート舗装が進む都市部でも雨水が地面に浸透しにくいために、発生リスクが高まっています。

先月には、豪雨に見舞われた福岡県久留米市や佐賀県武雄市などで内水氾濫による浸水、冠水被害が相次いだばかりです。災害は、もはや万が一の事態ではないとの認識に立ち、一人一人が事前の準備を怠らないようにしていくことが重要です。

国交省によると、2010年から19年まで、内水氾濫による浸水被害は約23万4,000棟に及び、水害による浸水棟数の53%を占めています。同じ時期の内水氾濫の被害額は約1兆1,800億円で、河川堤防の破堤や越水による外水氾濫の被害額の約1.4倍です。

全国各地で観測史上最大の降雨量を記録した19年10月の台風19号では、堤防の決壊による浸水被害とは別に、東日本を中心に15都県140市区町村で内水氾濫が発生し、約3万戸が浸水いたしました。内水氾濫は降雨から浸水発生までの時間が短く、河川から離れた場所でも発生することがあり、地下街や地下駐車場、立体交差で掘り下げになっている下の道路は特に注意が必要です。

そうした中、IoTを活用して下水道内の水位管理を試みる自治体があります。横浜市は6月28日から、ゲリラ豪雨などによる地下街の浸水リスクを、事業者や利用客らにお知らせするために、下水道管内の水位情報を市ホームページで公表しております。2004年10月の台風22号で、市内で1時間に76.5ミリの雨が降り、西口周辺が浸水し、地下街に雨水が流入し、大きな被害が出ました。このことを踏まえ、市は西口周辺の4か所でマンホールに水位計を設置し、管内の水位を観測し、各マンホールの水位は10分ごとに更新され、連動したホームページにイラストで表示しています。地表付近まで上昇すると、「溢水のおそれあり」と赤く表示し、注意を促します。同市下水道事業マネジメント課は、「市民にホームページの存在を周知するとともに、止水板設置の判断など、地下街での水防活動に役立ててもらいたい」と語っています。本区も、内水氾濫が起り得る地域も抱えております。また、（ベルの音あり）多くの地下街等もあります。

そこでお伺いします。本区も東京都と連携しながら、横浜市のように下水道管用IoTデバイス「マンホールアンテナ」を活用した下水道水位情報システムを活用してはいかがでしょうか。そして、下水道の水位情報を収集・整理しながら、地下街管理者や区民等の情報を提供するとともに、水防活動の支援情報として役立ててはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、公明党議員団としての代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

**○区長（樋口高顕君）** 米田議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、自宅療養者体制についてのご質問にお答えいたします。

区内の新型コロナの自宅療養者数は、9月に入って落ち着きを見せてきたものの、収束までには至っておりません。ご指摘のとおり、新たな変異株の流行なども懸念され、感染が流行しやすい冬場に向けて、予断を許さない状況であり、引き続き、第6波に備える必要があります。

本区では、これまで、区民が安心して自宅療養ができるよう、早期に医師会や区内医療機関、薬剤師会と連携し、患者の症状の変化に応じて対応するための支援体制を整えてまいりました。

今後も、区内の医療資源を最大限に活用し、区民の命を守るため、万全の対策を講じてまいります。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもって答弁いたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 米田議員の新型コロナウイルス対策のご質問のうち、学校における抗原簡易キットと自殺対策についてお答えいたします。

最初に、学校における抗原簡易キットについてですが、今回国から配布される抗原簡易キットの使用については、議員のご質問にもあるように、基本的には教職員が使用することを想定し、保護者の同意を得た場合には、小学校4年生以上の児童・生徒への使用も可能となっております。使用に当たっては、国の定めるガイドラインに基づき対応する必要があり、教職員の負担増につながることも考えられます。ご質問の本区への配布数量ですが、国の定めた全国の自治体の配布計画により、1箱10回分で25箱が配布される予定です。また、使用するときの体制や研修方法についてですが、引き続き保健所や学校医等の関係機関と連携を密にすることを基本としつつ、学校現場と協力しながら研修を実施してまいります。

次に、夏休み明けの自殺対策についてですが、まず、児童・生徒の心のケアについては、議員ご指摘のとおり、18歳以下の自殺は長期休業明けに増加する傾向があることから、児童・生徒の小さな変化を見逃さずに、必要なケアを行うことが重要であると認識しております。各学校では、夏季休業前には「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導等の機会を捉え、全ての児童・生徒を対象とし、指導しました。さらに、夏季休業明けにも、教育委員会から学校宛てに「児童・生徒の自殺予防にかかる取組について」を通知して、各学校においてチェックリストやアンケートを用いて、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組を行っております。そして、大人が子どもの声に耳を傾け、不安や悩みに寄り添い、子どもたちのよさや成長を見つけて、子ども一人一人に伝えることで、子どもの元気や生きる意欲につなげる「エール・ウィーク」の取組等も実施しております。

また、学校から区の相談窓口などに確実につなげ、東京都の相談機関を活用することについてですが、子どもの心の不安を和らげるためには、いつでも、誰でも、どんなことでも、安心して相談できる環境を整え、学校、家庭、関係諸機関、地域が一体となって心に寄り添うことが必要であると認識しております。本区では、児童・生徒がSOSを発信できるよう、区事業の「いじめ・悩み相談ホットライン」、都事業の「相談ほっとLINE@東京」「話してみなよ東京子供ネット」等の連絡先を一覧にしたプリントや、名刺サイズの相談カードなどを、年度始まりの4月初旬、夏休み前の7月初旬、2学期初めの9月初旬に各校で配布して、周知しております。さきにも述べましたが、チェックリストやアンケートなどの取組、教員やスクールカウンセラーによる相談などから、子どもの状況に応じて必要な支援につなげるべく、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、子どもの命の安全を最優先に考え、取り組んでおります。また、保護者の方々へのフォロー体制については、区事業の「いじめ・悩み相談ホットライン」や児童・家庭支援センターの教育相談で相談を受け付けており、これらについても連絡先の一覧に記載しております。

これらの取組を通して、引き続き児童・生徒に対して万全な自殺防止対策を講じるとともに、保護者への支援も進めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 米田議員のご質問のうち、新型コロナウイルス対策及びがん対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、本区の新型コロナ患者の自宅療養支援体制ですが、コロナ陽性判明後、入院が決まるまでの自宅待機中のゼリーや飲料水、食料品等の配送に始まり、日々の健康観察から、必要となった場合は往診やオンライン・電話診療につなぎ、処方薬剤の配送、酸素濃縮器の処方、さらに検査が必要な場合の外来受診の手配、入院が必要となった場合の病床確保など、区独自に様々な支援を実施し、体制を整えております。これらの体制については、ホームページ、広報等を通じ、随時区民に周知してまいります。

次に、お子さんのワクチンについてですが、接種の対象年齢引下げに伴い、区は、12歳から15歳の区民に対する接種券を7月13日に発送いたしました。千代田区の接種状況としては、9月13日時点で、未成年である12歳から19歳においては、60.7%の方が1回目の接種を済ませており、東京都平均を20ポイントほど上回り、比較的順調に接種が進んでいると考えます。

ただし、今後の感染再拡大に備え、対象区民の8割接種を目標に掲げる千代田区としては、30代以下の若い世代への接種をさらに進める必要があります。その一環として、防災行政無線を使ったワクチン接種の呼びかけや、ホームページ上で区内複数の医師からのメッセージを配信するとともに、9月初頭に、区立学校を通して接種対象年齢の生徒向けのワクチン接種のお知らせを送らせていただきました。

今後も、関係所管部署とも連携し、区民に対するワクチン接種の正しい知識のさらなる啓発に努めてまいります。

次に、がん検診についてお答えいたします。

令和2年度における各がん検診の受診率は、子宮がん検診を除き微減となりました。令和3年度は、改めて受診率向上を図ることができるよう対策を講じておりますが、新たな取組としては、動機づけを意識した受診勧奨及び動画を活用した周知を行っております。前者は、冊子等のデザインや文言を見直し、より効果的な受診勧奨となるよう工夫しております。後者は、初めて区民健診用の動画を作成し、新型コロナワクチン接種会場で放映するなど、多くの方に閲覧してもらう環境を整えています。

がんの早期発見・早期治療を促すため、がん検診の重要性をより多くの区民に知っていただくとともに、いかに実際の受診につなげることができるかを意識して、引き続き対策に取り組んでまいります。

次に、ピロリ菌検査助成についてお答えいたします。

ピロリ菌検査は、がんそのものを発見するためのものではなく、胃がんのリスクを判定するための検査です。以前から国の動向を注視してきたところではありますが、現状ではいまだ国の研究で有効性を示すという結果が出ておらず、対策型健診としての推奨グレードはIランクの証拠不十分となっております。がん検診としての実施は検討が具体化しておりませんが、引き続き医師会等と今後の対応について協議を進めてまいります。

次に、子宮頸がんワクチンに関するご質問にお答えいたします。

区では、今月13日に子宮頸がんワクチンの定期接種の対象となる方へ、ワクチンに関する情報提供としてリーフレットを送付いたしました。これは、接種を行うかどうかの判断に当たり、ワクチンの有効性とリスクをご理解いただくためのものです。

先日、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の再開について、厚生労働省における専門家の会議で議論を始めるとの報道がありました。区としては、厚生労働省における専門家会議の評価や議論の動向を注視しつつ、今後の周知方法を検討してまいりたいと考えております。

子宮頸がんワクチンの定期接種世代時に1度も勧奨案内を送付できなかった世代の方への公費負担については、国の動向を踏まえ、対象者の範囲、周知方法など、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

**○地域振興部長（村木久人君）** 米田議員の、行動制限の緩和に当たっての飲食店等への区独自の新たな支援策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症第5波の影響により、緊急事態宣言の期間は9月30日まで延長されました。区内の多くの飲食店等にとって、なお厳しい経営環境が続くものと認識しています。

現在、こうした状況の中で、区民生活応援事業として、キャッシュレス決済を活用した「Pay Payキャンペーン in 千代田」を実施し、地元の店舗での消費喚起を図っています。さらに、感染症対策を徹底した「新しい日常店」を対象に、同様のキャンペーンを実施する予定です。

また、「会費減額給付金」、「元気回復補助金」など、商店街等の団体を通じた飲食店等の支援も継続しており、こうした制度を活用した独自の取組も可能となっております。

今後につきましては、ご指摘のとおり、ワクチン接種の拡大による行動制限の緩和などが議論されているところですが、区といたしましても、国や東京都の方針や感染症の状況などを踏まえ、専門家のご意見なども参考にしつつ、ご指摘の「ワクチン・検査パッケージ」も含め、様々な角度から支援策を検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

**○行政管理担当部長（古田 毅君）** 米田議員の災害対策に関するご質問についてお答えいたします。

近年の災害の激甚化に伴い、いわゆるゲリラ豪雨などの局地的豪雨が発生した場合、短時間に地下等に浸水することから、とりわけ人的被害を避けることが重要であることは、議員のご指摘のとおりでございます。

特別区におきましては、通常基礎自治体が担う下水道業務を、東京都下水道局が一体的に担っており、これまでも浸水対策として日本橋川や西神田、半蔵濠、第二溜池幹線などの雨水貯留管整備や、現在、特に地下街等の対策強化として、東京駅丸の内口地区において、時間雨量75ミリ対応の貯留施設を構築するなど、大規模かつ長期的に取り組んでございます。

ご提案の下水道水位情報システムにつきましては、都市部での内水氾濫発生の際、地下街等の人々への危険を周知し、地上部など安全な場所への避難を促すことへの活用が期待されます。一



方で、このようなシステムの導入につきましては、東京都下水道局の理解と協力を得て実現が可能となるものですので、まずは、関係機関と調整し、課題を共有するとともに、当該システムの有効性などにつきまして研究するところから取り組んでまいります。

○議長（桜井ただし議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時38分 休憩

午後3時48分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入ります。

この際、会議時間を延長します。

通告順に質問をお願いします。

初めに、9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○9番（西岡めぐみ議員） 令和3年第3回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問させていただきます。

いまだ収束しない新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げます。また、このたびの本庁舎前での事故によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

今回は、東京2020五輪大会のレガシー及びパラスポーツ推進について、学校・園での感染症対策や保育園でのIoTデバイス導入からICT化について、防災、災害対策について、質問をします。

東京2020五輪大会は、コロナの影響で、開催の賛否だけでなく観客の有無さえも意見が分かれ、前例のない1年延期という形で開催に至りました。オリンピックはメダル総数58個（金27、銀14、銅17個）、パラリンピックはメダル総数51個（金13、銀15、銅23個）という、開催国として過去最高の結果を残せたことは、東京2020大会が成功した1つのあかしと言えます。メダル獲得数が全てではありませんが、日本では、オリンピックで総メダル数が、大会の参加国中3位、パラリンピックでは11位となり、オリンピックもパラリンピックも強いアメリカやイギリスと比較すると、順位は高いとは言えません。日本には、車椅子や障害のある方向けに使用可能な体育施設が少ない環境の表れと言えます。

平成31年3月に、永田議員が、オリンピック・パラリンピック対策特別委員長の際に提出された「東京2020パラリンピック競技大会に向けた意見書」の中でも記載されていますが、公共、民間を問わず、スポーツ施設、体育館の機能更新時には、パラスポーツ対応可能な仕様にするための基準を定め、整備の検討をすることを求めています。

本区として3年後のパリ大会を目指すアスリートを応援していくべく、その後スポーツ施設でのバリアフリー化等の進捗状況をお答えください。

続きまして、子どもたちへの心に記憶される東京五輪レガシーについて質問いたします。

本区は、学校連携観戦プログラム参加を辞退しましたが、保育園、幼稚園、小学校等では、保護者同伴で184枚のチケットを抽選で区民へお譲りする予定でいたところ、およそ2,100名程度の申込みがあったと聞き及んでおります。この応募数からも酌み取れるとおり、特にお子さんへの五輪の思い出や記憶、スポーツ文化と接点を願う保護者の関心度が高かったことがうかがえます。

そこで、ぜひ、コロナ禍が落ち着いた頃、本区の子どもたちへ、五輪レガシーとして多様性の理解や共感、他国との価値観や文化の違いを、スポーツを通して、一過性のものではなく、継続して学ぶ機会を実施していただきたいと思います。例えば、学校や児童館で、オンライン上で、国内外の選手との交流をはじめ、パラリンピック閉会式を演出したクリエイターの小橋賢児氏や、競技自体をテクノロジーを利用して分かりやすく表現した、メディアアーティストの真鍋大度氏、新国立競技場を設計した建築家の隈研吾氏等を講師に迎え、オンライン上、または学校にお招きして、子どもたちとアートデザインで交流したり、または、五輪大会会場となった施設への見学や、開会式、閉会式で登場したアート作品に触れる機会を設けるなど、選手のみならず、五輪大会運営に携わった方々との接点を持つ機会も、子どもたちに提供していただきたいと思います。

保育園でも同様に、感染症対策を万全にした上で、五輪レガシーが幼い子どもたちに記憶されるような行事を、歳児に合わせて行っていただきたいと思いますが、区のご見解をお答えください。

続きまして、学校園での新型コロナ感染症拡大に対し、施設整備等を含め、感染防止策をどのように強化していく予定か、お尋ねいたします。

最近では、10代以下の新型コロナ感染者も多くなり、消毒液、マスク着用や換気等の基本的対策のみならず、区として様々な感染症への対策を強化していくべきと考えます。小中学校、施設等の衛生管理や清掃等、教職員だけでは労力も時間も費やすこととなり、本年からは清掃業務を専門業者に委託していますが、例えば学校園で衛生蛇口や自動水栓に改修していく等、現場のニーズに合わせながら、施設改修面での、非接触が可能な要素を見いだせないでしょうか。

各学校では、児童・生徒の希望に応じて、自宅でのオンライン授業、対面とオンライン授業の併用や交互型、または、家庭の都合により学校に登校し、あえて対面授業ではなく別室でオンライン授業を受けるような、いわゆるハイブリッド型授業も可能だと思いますが、学びの保障のためにも、現在、本区学校園での感染症防止、強化策をお答えください。

さらに、各園で保護者向けに感染症対策のためのアンケートを取り、現場に生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本区保育園のIoT導入とICT化等についてお尋ねいたします。

区立幼稚園教員や、小学校等では、教職員と児童や生徒へタブレット端末が配付され、施設でのWi-Fi環境も整備されましたが、現在、区立保育園では、職員向けのタブレット端末はなく、Wi-Fi環境も整っておらず、区立保育園のみICT環境が乏しい状況です。

平成29年6月に厚生労働省が発表した「子育て安心プラン」の中では、6つの支援パッケージがあり、「保育士の業務負担軽減のための支援」として、ICT化による園内業務のほか、保

育に関わる自治体手続の標準化の検討が、既に具体的に盛り込まれていました。保育の安定供給、保育の質の向上等を図るためには、ICT環境の整備による、保育士の業務負担軽減や、保育関連データの活用促進が重要と考えられていますが、本区では、まだ十分に活用されていません。

もちろん、導入自体が目的ではなく、その先の現場業務、経營業務、自治体手続等の、保育全体の業務フローを踏まえた、IoTシステム導入等を目指すことで、バックヤード業務を効率よく行えば、保育士が園児と向き合える時間的余裕が生まれ、結果的に保育の質の向上につながる上、人手不足の解消も見込まれます。

登降園でのICカード記録管理や、5分置きの園児の午睡チェック、さらに給食のアレルギー情報を一元的に管理することも可能となりますが、当然、命を預かる保育施設では、ITシステムだけでは柔軟な運用が許容されない場合もあり、保育職員から、現状と課題について、現場の意見も反映した上で、運營業務をカバーするベストな方法で進めていただきたいと思います。

属人化防止のためにも、多くの現場職員に向けたICT研修やITスキル向上のための研修も課題です。

幼稚園では既に教員向けにタブレット端末とWi-Fi環境も整っており、業務負担軽減の目的だけでなく、将来的にICT教育システムを導入していくことで、園児たちへの教育の裾野を広げられるよう、順次進めていただきたいと考えます。

同時に、保育園でもIoT導入が進めば、幼稚園と保育園で、同等のICT教育を結果として受けられることになるわけです。そのためにも、早急に区立保育園でも、時代のニーズに合わせて改善すべきで、まず、タブレット端末及びWi-Fi環境等の整備を実施し、園の情報を円滑に保護者と共有できる環境も整えていただきたいと考えますが、区のご見解はいかがでしょうか。

続きまして、子ども向けの防災、災害カード等についてお尋ねします。

令和元年に開催された「未来の防災リーダー養成講座」で配布された「千代田区小学生のための防災手帳」の内容を、カードタイプで、子ども向けに平仮名表記し、一目で区の避難所、緊急時の電話番号が分かりやすく、常にランドセルや鞆に持ち歩けるポータブル版で作成、配布はできないでしょうか。携帯電話は身近なものになりましたが、災害時の通信事情や電源切れに対応するには、日頃からこのようなツールを生かすべきだと考えます。

紙ベースで、子ども向け防災カードや、大人もふだんから持ち歩けるようなポケット版を、千代田区オリジナルの情報を盛り込んで作成していただきたいと思いますが、区の見解はいかがでしょうか。

以上、区長はじめ関係理事者の前向きな答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 西岡議員の、感染防止強化のためのアンケートの活用について及び保育園におけるICT環境の整備についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、感染防止強化のためのアンケートの活用についてでございます。

保育園につきましては、マスクの着用を含め、密を防ぐ取組などがそもそも難しい現場ではご

ございますが、清掃や消毒をはじめ、様々な工夫を重ね、日々の保育に当たっている状況でございます。また、保護者の皆様方にも、発熱をしている子は当然のこと、具合のすぐれない子につきましては登園をお控えいただくよう、繰り返しお伝えをし、ご協力を頂きながら、感染の防止に努めているところでございます。

議員ご提案の、各園における保護者向けのアンケートの活用につきましては、毎日保育園をご利用なされている保護者ならではの視点からのご指摘、ご意見を頂くことで、感染防止策のみならず、園の運営をよりよくしていくヒントが得られるのではないかと考えております。

したがいまして、何らかの形でご意見を頂けるような仕組みを、各園とともに検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、区立保育園におけるICT環境の整備についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、園運営において、保育の在り方、特にICT機器の活用を考える転機となりました。新型コロナウイルス感染症流行以前に行っておりました保護者の保育参観、行事への参加等が難しくなり、保護者会も開催されない状況の中、ICTを活用することにより、円滑な保護者との関係を構築しているという例も聞いているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、登降園児におけるICカードによる記録管理や、園児の午睡チェック、また、保育日誌の作成や健康状態の一括管理など、ICT機器の活用は保育士の業務負担を軽減することで、子どもと向き合う時間を増やし、結果的に保育の質の向上につながるものと認識しております。

したがいまして、今後、区立保育園におきましても、Wi-Fi環境の整備とタブレット端末の配布、ICT機器の活用を図ってまいります。

また、保育園でのICT化を推進していくためには、園長等がその有効性について認識を深めるとともに、活用方策について、保育士自身が様々なアイデアを出し合うことも大切であると考えておりますので、現場の意見も十分に取り入れながら、新たな保育環境の整備、園運営の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○教育担当部長（佐藤尚久君）** 西岡議員の、東京五輪レガシーと学校園での新型コロナ感染拡大防止策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、東京五輪レガシーについてですが、議員ご指摘のとおり、東京2020大会をレガシーとして子どもたちへつないでいくことは、教育委員会としても大変重要であると捉えております。本区では、オリンピック・パラリンピック教育について、平成27年度に東京都教育委員会より研究指定を受けて、平成28年度からは、全校及び幼稚園・こども園で進めてまいりました。こうした取組の中で継続的に育んできた「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質・能力を、これからの学校教育にも引き継いでいくことは、欠かすことができないと認識しております。

今後の具体的な取組としては、議員ご提案のオリンピックやパラリンピックのアスリート、またアーティスト等との直接的、間接的な交流も視野に入れ、これまで培ってきた特色のある取組

も大切にしながら、学校だけでなく、保育園も含め、人生の糧となるような、かけがえのないレガシーを、子どもたちの心と体に残すような行事を実施してまいります。

次に、学校園での新型コロナ感染拡大防止策についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非接触に対するニーズが高まっていることは、議員ご指摘のとおりです。特に自動水栓は、接触感染予防のほか、節水効果もあることから、導入する自治体も増えております。現在、区立学校園・保育園においては、現場からの要望に対応する形で、順次トイレや廊下にある手洗い場での自動水栓またはレバー水栓への交換を行っているところです。

引き続き、学校・園の要望も聴きながら、消毒作業以外の現場のニーズに応じた衛生環境の改善に取り組んでまいりたいと思います。

また、オンライン授業やハイブリッド型授業など、感染防止強化策ですが、感染対策を徹底しながら、学校・園の運営を継続していくことを基本としつつ、こうした状況下において、感染不安等により登校できない児童に対しても、オンラインを活用すること等による学びの継続に努めております。教育委員会としては、夏休み期間中に、各学校にオンライン学習の実践事例等を紹介するなど、1人1台タブレット端末を活用した授業実践の充実に向けた取組をしております。今後も、コロナ禍での子どもたちの学びを保障するために、学校現場と協力して、ハード、ソフト両面での感染防止強化策の拡充に努めてまいります。

〔オリンピック・パラリンピック担当部長依田昭夫君登壇〕

**○オリンピック・パラリンピック担当部長（依田昭夫君）** 西岡議員の質問のうち、パラスポーツの推進についてお答えいたします。

東京2020大会では、アスリートの皆さんは最高のパフォーマンスを發揮し、この閉塞した状況の中、多くの区民へ勇気と感動を与えていただきました。特にパラリンピック競技大会では、様々な障害を乗り越え、限界に挑む姿は、多様性を認め合い、誰もが個性を發揮し、活躍できる社会を実現することの大切さを改めて認識いたしました。

区では、従前から、大会に向け、「オリンピック・パラリンピック推進プロジェクト」として施策を掲げ、共生社会の実現を目指すとともに、安全・安心など、まちの魅力を向上するための様々な取組を展開してまいりましたが、平成31年3月に議決されました「東京2020パラリンピック競技大会に向けた意見書」の趣旨に沿い、パラスポーツへの理解促進のためのプログラム「Let's 2020」を、令和元年度から区内の園・学校で開催してまいりました。

こうした取組を通じて、パラスポーツやパラアスリートに対する区民の関心や理解が高まってまいりましたが、今後とも大会レガシーとして、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めてまいります。

今後、区としましては、12月に、一般区民向けと小学校対象のパラスポーツ体験事業を継続して実施し、パラスポーツの推進、さらなる普及に努めてまいります。

また、現在取り組んでいる「新スポーツセンター基本構想」では、パラスポーツにも対応ができるよう、より一層のバリアフリー化を目指してまいります。

さらに、改定スポーツ振興基本計画の進捗管理の中で、パラリンピアン等の意見を聴き、パラ

アスリート育成・支援等、新たな区のスポーツ施策についても、十分検討を重ねてまいります。

今後とも、このような取組を通じて、大会レガシーである共生社会の実現を目指してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 西岡議員の防災普及啓発のカードなどに関するご質問についてお答えいたします。

まず、防災手帳につきましては、主に小学生向けの防災意識の普及啓発事業である「未来の防災リーダー養成講座」において配布しておりましたが、コロナ禍により、昨年から実施できていない状況でございます。今後、事業の再開時に改めて防災手帳の配布に取り組むとともに、特に小学生などに防災の普及啓発を行う中でも配布できるよう取り組んでまいります。

また、カードタイプかつポータブル型で作成することにつきましては、記載する内容に応じて大きさや形状などを含めて検討してまいります。

なお、大人向けカードにつきましては、既存の冊子やパンフレット類など印刷物等を参考として、機能的かつ有用なものとする観点から、研究してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和3年第3回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

質問の趣旨は、「子どもと親の育ちをあたたかく支えるまち千代田」を目指して5点質問し、新型コロナウイルスにより厳しい状況に置かれている子どもと親へ区はどう向き合おうとしているのか、その姿勢を問うものであります。

最初に、子どもと親への支援についてであります。

先日、このような相談がありました。2歳半のお孫さんがいらっしゃいますので、もうおばあさんになりましたが、その方からです。「娘は出産し、子育てに頑張っています。テレワークということもあり、ご主人も自宅で仕事をされています。娘は食事を作りますが、自分は食べることができないと痩せてしまい、また、精神的にもとても追い詰められているようだ」というものであります。すぐ、あい・ぽーとの行っている子育てひろばを紹介させていただきました。その後、娘さんは、子どもを連れてひろばを数回利用することができ、今は落ち着き、一安心ですとのことでした。このように、長く続くコロナの影響で、母親が心身ともに疲れ切ってしまうというケースは多くあるのではないのでしょうか。

恵泉女学園大学学長の大日向雅美氏は、今年の2月ですが、このように述べられています。「コロナ禍への対応に社会を挙げた取組が進み、関係者のご苦労はいかばかりかと思いますが、他方で子育て中の親や子どもをいたわる視点があまり見られないことにいたたまれない思いです。昨年の春先に取りられた突然の一斉休校・休園、登園自粛、そしてステイホーム、テレワークと次々と打ち出される対策は、いずれも感染拡大予防上、必要なものとして打ち出されたとしても、それが親をどれほど疲弊させ、子どもたちを怖がらせていることでしょう。母親一人を育児に孤

軍奮闘させてはならないとの思いは、子育て支援に関わっている全国各地の人々の悲願でもあったわけです。変化と不安が日常となる時代を生きる私たちが、未来を生きる子どもたちのために、そしてその子どもたちのために日々懸命に子育てに当たっている親たちのために、できることは何かを改めて考えるときではないでしょうか」と。

そして、その必要なこととは、「子ども支援」また「親支援」だけでなく、「親と子の関係性への支援」であるとも述べています。とても大切な指摘であります。関係性ということでは、0歳から5歳までの乳幼児期は、成長・発達のもっとも大切な時期であり、この時期における子どもへの関わり方、つまり子どもとの関係性は特に大切にされています。コロナ禍の今はなおのことです。

さて、平成27年3月策定の千代田区次世代育成支援計画であります。

これ、現物、今日持ってまいりました。この計画の理念として最初に書かれています、「子どもと親の育ちを地域全体であたたく支えるまち—千代田」、まさに今この理念が求められているのではないかと思います。残念ながら、これは平成27年度から31年度までの5か年の計画であります。ですので、本当は、コロナが起こる前で終わってしまっていますので、本当はこれが欲しかった。（スクリーンを資料画面に切替え）

スクリーンに示しました、この「親育ち」のところ、「育児の大半を一人で担い、心身の負担に苦しむ母親、一方、仕事に追われ育児に十分関わることができない父親の問題は、子育て困難現象をもたらす中心的な問題の1つである。子育ては女性だけの役割という考え方を脱し、父親の育児参画支援を視野に置いた「親育ち支援」が必要である」と書かれました。（スクリーン表示を元に戻す）

コロナ禍である今、私たちは行政も地域もここに掲げられました、「子どもと親の育ちを地域全体であたたく支える」との理念に立ち戻るべきではないでしょうか。

そこで、コロナ禍における「子育て」と「親育ち」支援、また「親と子の関係性への支援」について、どう行っていくのか、その考え方についてお伺いいたします。また、そのための具体的事業としては、子育て支援員養成事業、各園や児童館での一時預かりや子育てひろばなどが考えられますが、これらの事業の拡充策や、新たな事業が予定されていれば、併せてお答えください。

次に、区長自らが子どもたちに向けてメッセージを発する件であります。

コロナに関するニュースは連日報道されています。これも国民と正しい情報を共有するということでは当然かもしれません。他方、子どもたちは不安と恐怖をいっぱいに感じています。そういう中、子どもはいつも以上に自分のことを受け止めてもらいたい、応えてもらいたいと思っていることでしょう。また、「人に抱きしめられ、友達同士触れ合って育つ経験が何よりも大切な時期で（もあります。ですので、例えばコロナ対策とともに）「今は、お友達と触れ合わない、互いに触らないようにしましょう。でも、それは大切なお友達を守るため、そのお友達の大切な人や家族を守るため、みんながもう一度仲よく遊べる日を迎えるためなのですよ」という（ような）メッセージを」子どもたちに向けて発信してはどうでしょうか。

世界では、フィンランドのサンナ・マリ首相、デンマークのメッテ・フレデリクセン首相、

ノルウェーのエルナ・ソルベルグ首相などが、子ども向けの記者会見を開き、子どもたちからの質問にも丁寧に答えられているそうです。ノルウェーのソルベルグ首相は、自宅で育児と仕事をしなくてはならない母親に向けても、「頑張り過ぎない。完璧な保護者にならなくていい、(ただ)親の注目を引きつけようとする子どもに気づいてあげてほしい」と呼びかけました。日本では、仙台市の郡和子市長や西宮市の石井市長なども、動画を通してメッセージを発信しています。

そこで、区長自らが、子どもたちに向けて、このたびの新型コロナ対策について分かりやすくメッセージを発し、子どもたちからの質問に答えられるよう、オンラインなどを工夫して行ってはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、「共育大綱」、「共育ビジョン」についてであります。

改めて現「共育ビジョン」について確認したいと思います。タイトルは、「人が人を育てる」であります。(スクリーンを資料画面に切替え)

冒頭の「策定にあたって」には、「人は未来への希望を「教育」という形で、次の世代へ託してきました」から始まります。そして、「人と人のつながりの中で人が人を育て、育てられ、大人も子どもも共に成長していく「共育」が必要です」と、全体を貫く「共育」の理念を明確にします。続いて、「基本理念と考え方」には、「共育の理念に基づく関係が成り立つためには子どもと深い信頼で結ばれていることが不可欠」であり、「子どもに自分の考えを押しつけるのではなく、子どもの声をしっかりと聴き、常に「子どもの最善の利益」を考えながら子どもを育てていかなければなりません」と。(スクリーン表示を元に戻す)

ここでは、共育の理念に基づく関係の大切さについて述べているところですが、少し補足させていただくと、その関係とは、「子どもの主体性を尊重し、また、どんな小さなサインであっても受け止め、応えてあげる受容的で応答的な関係」となると思います。そして、この関係性の中で子どもは成長し、発達ができるということは、言うまでもありません。目的として掲げた「子どもの健やかに育つ権利の実現」であります。すばらしいビジョンであり、大いに評価するものです。

ただ、今回のコロナ禍は、「つながりの中で育つとした」この「つながり」を危うくし、「関係性」をつくり、保つことを難しくしているのであります。繰り返しになりますが、「親と子への関係性への支援」が、今求められています。

現「共育ビジョン」の特徴について述べさせていただきました。策定は平成28年3月ですが、その後、コロナやGIGAスクール構想などの環境の変化、法的には児童福祉法の改正や保育指針や、また学習指導要領などの改正も行われました。さらに、区長、教育長も替わりましたので、総合教育会議を設置しての改定も予定されていることと思います。

そこで、共育ビジョン改定のスケジュールはどうなっているのか。また、現ビジョンで目標として掲げた「子どもの健やかに育つ権利の実現」、また「つながりの中で大人も子どもも共に育つ」とした教育の理念などは引き継がれることと思いますが、引き継ぐかどうかも含めて、教育長に、保育・教育についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

次に、保育所などで定員割れを受けての今後の子育て事業についてであります。(スクリーン



を資料画面に切替え)

スクリーンは、今年4月1日現在の各保育・教育施設の定員数と空き状況であります。上段が定員数、下段が空き状況です。一番下の段になりますが、0歳児では87人、1歳児と2歳児では合わせて98名、0歳から5歳までの全体では、幼稚園の169名を入れてですが、576名の空きがあるという状況であります。ちなみに、0歳から5歳までの人口の変化は、コロナ前の平成31年4月1日現在は合計で3,770人であり、今年の4月1日は3,737人となっており、ほとんど変わりません。よって、定員割れの原因はコロナの影響によるものかと思えます。(スクリーン表示を元に戻す)

そこで、定員割れが子育て事業に及ぼす影響について、コロナの収束が見通せない中、今後の申込み状況を予測するのは難しいと思いますが、区としてどう分析し、今後の保育所への入園をはじめとする子育て事業について、どう考えておられるのか、お伺いいたします。また、定員割れの影響が各保育所や施設にどのように及ぶのか、この秋から入園の申込みも始まります。各保育所や子ども施設としっかり連携し、それぞれの運営に支障が出ないよう、区としてどう対応するのも併せてお答えください。

最後に、母子健康手帳の名称についてであります。

手帳の役割は、母子の健康を守ることにあります。妊娠中の経過や赤ちゃんの健診、予防接種などを一冊にしたもので、6歳まで記入欄があります。母子健康法では「母子健康手帳」と呼ばれていますが、特に名称を規定しているわけではありません。

子育てをめぐる環境や価値観の変化もあり、名称について、「親子健康手帳」と併記する自治体が増えているとの報道がありました。来年4月から併記をするさいたま市、昨年度から始めた江戸川区の例を紹介しておりました。

併記することによるメリットとしては、父親の育児参加への促進につながることで、妊娠中のパートナーとしての役割を意識できること、家族みんなが受け入れやすく名称であること、父親が母子の健康についてより理解を深めることができること、などが考えられます。

また、記載する内容についても、コンパクトなサイズですので限られると思いますが、ぜひ工夫していただき、千代田区としても、親子に喜ばれる手帳にできればと思います。

そこで、母子健康手帳の名称について、親子健康手帳と併記することを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

以上、「子どもと親の育ちを地域全体であたたかくささえるまち千代田」と題し、質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待して、公明党議員団の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

[教育長堀米孝尚君登壇]

**○教育長(堀米孝尚君)** 大串議員の質問のうち、今後の保育・教育についての基本的な考え方についてお答えいたします。

本区の教育委員会におきましては、平成28年3月、「共に育つ」「共育(ともいく)」を基本理念とする「共育(きょういく)ビジョン」を策定いたしました。この基本理念に基づく子ども

もたちの関係性につきまして、大串議員は、「子どもの主体性を尊重し、また、どんな小さなサインであっても受け止め、応えてあげる受容的で応答的な関係」とご説明されました。このご指摘、私も全く同感でございます。

この関係性は、幼児期の教育、保育から連なる教育の本質を捉えたものであり、「令和の日本型学校教育」に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現にもつながる大変重要なことだと思っております。

現在、技術革新やグローバル化の進展などにより、子どもを取り巻く環境は日々刻々変化しております。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、子どもたちの学習環境や日常生活にも大きな影響を与えております。こうした環境の変化も踏まえまして、本区の「共育ビジョン」について、改定の議論に着手したところでございます。

「共に育つ」「共育（ともいく）」という言葉そのものを引き続き使うかどうかは分かりませんが、少なくとも、議員からご評価を頂いております、この理念そのものは継承してもよいのではないかと私は考えております。

いずれにいたしても、今後、教育委員会内部で大いに議論を重ね、今年度内での改定を目指してまいります。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

**○子ども部長（清水 章君）** 大串議員の、「子育て」と「親育ち」、また「親と子の関係性への支援」について、及び保育所での定員割れを受けました今後の子育て事業についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、コロナ禍におきます「子育て」と「親育ち」、また「親と子の関係性への支援」についてのご質問でございます。

今般のコロナ禍におきましては、外出も、また気分転換すらままならない生活が続いております。こうした中での子育ては、想像以上に困難であると、私どもも認識をしております。こうした状況であるからこそ、大串議員ご指摘のとおり、子どもと親の育ちを地域全体で温かく支えること、このことは大変重要であり、「子育て」が「（孤立をした）孤育て」にならないように、親と子の関係性に重きを置いた支援をしていく必要があると考えております。

したがって、大串議員がご例示を頂きました、地域全体で子育てを支援する子育て支援員養成講座の実施や、各園や児童館での一時預かり保育、あるいは子育てひろばのような事業につきましては、継続して取り組んでまいります。また、コロナ禍での感染リスクに配慮をいたしましたオンラインの活用も含めまして、親と子の関係性への支援を充実させる新たな取組につきましても、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、定員割れの要因分析と今後の子育て事業についてでございます。

今後の保育の需要と供給につきましては、「子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」において見込んでおりましたが、策定直後に発生をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、想定をしておりました保育需要には至っておらず、保育所の利用に空きが生じているところでございます。

テレワークの推進など新たな生活様式の浸透により、これまでのような保育需要がなくなるのか、あるいは保育需要が以前のように回復をするのか、新型コロナウイルス感染症が収束をしていない現状におきましては、今後の保育需要を正確に予測することが困難な状況であることは、大串議員ご指摘のとおりでございます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見定めた後に、保育需要と供給計画の見直しにつきまして、その必要性も含めた検討を行ってまいります。

次に、定員割れが保育所に及ぼす影響と対応策のご質問についてでございます。

一定程度の定員割れ、特に0歳児の年度当初に限ったものであれば、各保育事業者におきましても想定をされていたところでございます。しかしながら、現在の状況は、園児数に応じて国等からの補助負担金額が決定をされる保育事業の運営におきまして、経営面で多大な影響があると考えております。

このため、保護者のニーズを把握するとともに、各保育事業者のご意向を丁寧に向ってまいります。そして、各歳児の定員を変更することや空き室を有効活用することなどを含めまして、各保育施設と緊密な連携を図りつつ、事業継続への支援を進めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 大串議員のご質問のうち、母子健康手帳の名称について、親子健康手帳と併記することに関するご質問にお答えいたします。

母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であり、乳幼児の保護者に対する指導書としての役割を持っております。社会情勢や保健医療福祉制度の変化を踏まえ、国はおおむね10年ごとに内容の見直しを行っているところです。

昨今、子育てにおいて、父親や家族、地域の関わりが重要であると言われており、母子健康手帳の名称や手帳の在り方が、国においても議論されているところです。区としましても、父親や周囲の家族が、より子育てに関わっていくよいきっかけづくりになると考えており、親子健康手帳と併記することについては、積極的に検討していきたいと考えております。

また、手帳への記載内容についても、区の裁量で追加が可能であり、今後工夫してまいりたいと考えております。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 大串議員の、子どもたちに向けたメッセージに関するご質問について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に関するニュースが連日報道され、その多くが、感染リスクを強調することで国民の自粛を促すものであるため、子どもたちにとっては、不安と恐怖を感じるであろうことは容易に想像することができます。また、子どもたちの保護者の皆様が、我が子を感染リスクから何としても守らねばならないという強い思いを抱くことも、自然なことだと思います。

このような不安を少しでも解消するために、子どもたちや保護者の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症対策に関するメッセージを分かりやすく発信することは、とても重要なことであ

ると認識しております。

本区では、これまでも若者向け、妊婦の皆様向け、そしてお子様やそのご家族向けに、それぞれが今一番心配されていること、また、知っていただきたい情報を、区内のお医者様を通じて、動画で配信し、それぞれに反響がございました。

今後も、区長自らの発信や、オンラインの活用を含めまして、子どもたちと保護者の皆様の不安解消につながる効果的な情報発信の方法について、鋭意検討してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時49分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番池田とものり議員。

〔池田とものり議員登壇〕

○14番（池田とものり議員） 令和3年第3回区議会定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として、一般質問をいたします。

初めに、コロナ禍での東京2020五輪大会、パラリンピック大会が、様々な困難な状況乗り越え開催されたことは、私たちにとって、一つの財産となりました。

本区の子どもたちには、パラリンピック競技の観戦でさらなる感動を直接、目に焼き付けることはできませんでしたが、これまでのオリンピック教育により、多様性の社会へ向け、理解を深められたことと思います。一つ残念なのは、大会スタッフやボランティアの方へ用意していた弁当の大量廃棄や選手村での食品ロス対策についてです。今後の検証した報告書に注視してまいります。

それでは、質問に入ります。

今回は、**地域コミュニティの活性化**について伺います。新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は一変しました。伝統行事をはじめ、多方面で様々な交流事業が見送られ、にぎわいのあるまちから、コミュニティが希薄化してきていることはご承知のとおりです。

これまでの日常を失い、新たな生活様式の下、アフターコロナ、ウィズコロナとともに、地域コミュニティを考えていかなければなりません。（スクリーンを資料画面に切替え）

少子高齢化による町会、各団体構成員の高齢化などの問題に加え、近年新たに転入してきたマンション居住者を中心に、伝統的な地域コミュニティ観を持たない区民が増えてきていることが地域コミュニティの機能を低下させる一員となっていることは、一定の理解をしています。一方で、区内には80万人を超える昼間区民が区内を拠点に活動していますが、コロナ禍での影響もあり、地域共生社会の実現に向け、さらなる連携、協働が求められています。（スクリーンの資料画面を切替え）

私は、地域コミュニティの再生していく課題の一つとして、出張所の役割が重要と考えます。区民アンケート調査でも、町会組織はもちろんのこと、企業、大学など、新たなコミュニティ主

体に期待する区民がいるほか、出張所への期待度も比較的高いという報告があります。現在、本区においては、6つの出張所が設けられ、地域住民が日常生活に関連して必要となる住民票の写しや保険料等の納付など、本庁まで出向くことなくできるほか、区民との連絡調整や各種相談への対応など、地域住民にとって最も身近な区の施設となっています。また、福祉の増進及び生活文化の向上を図ることで、区民や地域が相互に交流が深められていくよう、各出張所に区民館を設置して、町会の会合や地域の方々のサークル活動の場として利用される中心的な役割を果たしてきています。（スクリーンの資料画面を切替え）

かつて、地域コミュニティの維持、発展を図ることを目的として、各出張所、区民館において、地域教養講座が開催されてきました。春、秋の年2回、数週にわたり、延べ60講座を実施、その科目は、料理、書道、英会話、陶芸、ヨガ、フラワーアレンジメントなど、多種多様の専門の講師を招き、地域コミュニティの場として親しまれてきました。

当初、婦人教養講座と称して、区内在住の婦人を対象に行われていましたが、地域のふれあいの場とするため、途中から対象者を拡大、平成14年まで地域教養講座として、各出張所で地域の声を聞きながら科目の選定をするなど、区民サービスの取組に一定の評価がありました。平成15年度からはバウチャー制度を活用しながら、生涯学習、教養講座として一元的に実施されることになり、平成19年度からは指定管理者に移行、現在に至っております。自主的に、積極的に参加できる方ばかりではない中、コロナ禍にある今だからこそ、区民に寄り添った行政サービスが必要ではないかと考えます。（スクリーンの資料画面を切替え）

広報千代田が全戸配布となり、情報が入手しやすくなったという声を聞くようになりましたが、出張所の機能は、単に出先機関ではなく、まちの小さな区役所として区民の声を聞き、区民に寄り添った施設であって、地域との関わりや区民からの相談など、かつて地域活性化事業が盛んだったときのような身近な行政施設としてあり続ける、地域の中心的な役割だと考えます。

そこで質問いたします。ウィズコロナ、アフターコロナでの地域コミュニティの活性化において、かつての地域教養講座を再考するなど、区民に寄り添う施設として、出張所の役割は大変重要と考えます。見解をお示してください。

続いて、地域コミュニティへの参加について伺います。

地域組織に加入していない区民が約半数と言われますが、地域活動や地域行事に関心はあるけれど、時間的制約や情報不足により参加できていないこと、また、地域活動への参加はできなくても、自主的に生涯学習活動を行い、新たなコミュニティを形成する広がりがあるのが本区の現状です。区民だけではなく、昼間区民と言われる在勤・在学者との交流の場は、コロナ禍にあっても活動が行われています。（スクリーンの資料画面を切替え）

平成28年に誕生したちよだ生涯学習カレッジは、学びで人と地域をつなぎ、グローバルとローカル、社会と個人の交流の場となることを目指し、学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材をサポートすることを目的に、5年間で100名ほどの卒業生を輩出しています。卒業生は人材バンクに登録し、生涯学習コーディネーターやボランティアとして活躍できるよう、学習成果の地域での活用が進められています。

受講内容は本区の特性や魅力が生かされていて、新たな地域コミュニティへの参加に向け、意欲を持って受講し、その成果を期待した授業ではありますが、受講生の半数は在勤者であったり、2期目以降、定員を下回るなど、区民への授業の魅力発信や卒業生への支援など、改善策が求められます。（スクリーンの資料画面を切替え）

指定管理者の事業として完全移行した後でも、地域での活動の実践に結びつけられるのか、課題も残されています。

そこで質問いたします。地域コミュニティへの参加につながる人材育成として期待されるちよだ生涯学習カレッジですが、これまでの成果と今後の課題について、見解をお示しください。

以上、これまでの、そしてこれからの千代田をつなぐため、地域コミュニティの活性化について伺いました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔戸籍住民サービス担当部長恩田浩行君登壇〕

**○戸籍住民サービス担当部長（恩田浩行君）** 池田議員の地域コミュニティの活性化に関するご質問のうち、出張所の役割についてお答えいたします。

戦前の町会事務所を前身として、区内6か所に設置された出張所は、地域での行政窓口サービスの拠点及び地域コミュニティ活性化の拠点として、区民の利便性の向上と地域に親しまれる出張所を目指してまいりました。コロナ禍により地域のイベントは中止が続いておりますが、出張所は地域コミュニティ活性化の最前線の拠点として、区民の声を聞き、区民に寄り添う役割に変わりはないと認識しております。

地域教養講座は、昭和40年代の婦人教養講座に始まり、趣味や教養を通じて、地域コミュニティ活性化に一定の役割を果たしてまいりました。しかし、同種の科目の競合や同一の講座の長期化など様々な問題もあり、平成15年度から生涯学習の所管に講座・講習会を一元化して実施し、出張所では場の提供や情報提供を行うこととした経緯がございます。

地域コミュニティにも、ウィズコロナ、アフターコロナでの新しい生活様式への対応が求められる中、出張所においても、時代の流れに応じた地域コミュニティ支援を行っていく必要があると考えております。

様々な立場の区民と、様々な場や機会を通して、顔の見える環境をつくることを目指して、かつて地域教養講座が担った地域コミュニティ活性化の役割を再考しつつ、新しい生活様式にあった地域コミュニティ活性化の取組をこれからの出張所の役割と併せて検討してまいります。

〔文化スポーツ担当部長大矢栄一君登壇〕

**○文化スポーツ担当部長（大矢栄一君）** 池田議員の生涯学習カレッジに関するご質問にお答えいたします。

ちよだ生涯学習カレッジは、平成28年10月に開校しており、その目的は、議員のご質問にもあるように、学びで人と地域をつなぎ、グローバルとローカル、社会と個人の交流の場となることを目指し、学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材をサポートすることとなっております。

初めに、卒業生のこれまでの成果ですが、区内の多くの分野で活躍しております。具体的には、町会をはじめ多くの地域コミュニティで活動している人たちはもとより、社会福祉関係や国際協力などのボランティアで活動している人、また、都市計画審議会委員、民生・児童委員、文化財調査員など、様々な各分野で活躍されている人もたくさんいます。ちよだ生涯学習カレッジで学んだ多くの卒業生は、自ら行動し、地域の様々な分野で活躍しており、成果を上げております。

次に、生涯学習カレッジの今後の課題ですが、2か年のカリキュラムをこなさないと卒業できないため、途中で辞めてしまう方がいるのも事実です。そこで、令和2年度からは1年で卒業できる制度に改めました。また、魅力ある講座にするため、生涯学習カレッジの卒業生による講義を来年度から実施していくなど、今後も常にカリキュラムの改善を図ってまいります。

さらに、卒業生には区内各部署で委員を公募している情報などを定期的に知らせるなど、サポート体制を充実させていきます。区といたしましては、今後も地域社会に貢献できる人材を育てる学びの場となるように、この事業を運営してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、23番河合良郎議員。

〔河合良郎議員登壇〕

○23番（河合良郎議員） 令和3年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、コロナ禍を乗り越えた先が見通せない状況にあります。ここに、改めて、亡くなられた方々に心からの哀悼の意をささげるとともに、闘病中の方々の早期回復をお祈り申し上げます。

今回は、千代田区児童相談所（仮称）子育て世代包括センターと、SDGsとスポーツの関わりについてお尋ねいたします。

厚生労働省の緊急調査によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、児童虐待の件数が急増していると言われております。全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、令和元年19万3,780件、令和2年20万5,029件（速報値）となっております。また、昨年1年間、全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもの人数は、前年比8.9%増の10万6,960人に上り、統計を取り始めた平成16年以降、初めて10万人を超えました。

通告の内容は、心理的虐待7万8,355人、身体的虐待1万9,452人、育児放棄が8,858人、性的虐待が295人となっております。出口の見えないトンネルの中にいる子どもたちに救いの手を一日でも早く差し伸べることが必要です。

さて、コロナ禍での児童虐待急増の理由として、コロナによる親のストレス、親の孤立化、虐待を防ぐ官民のセーフティーネットの機能低下、テレワークの急増などが挙げられています。

日本子ども虐待防止学会理事長の奥山眞紀子医師は、子どものSOSに気づく変化として、急に痩せた、疲れている、家に帰りがたらない、給食を大量に食べる、衣服が汚れている、家の子とは話さない、両親に連絡するのを嫌がるなどの減少が虐待の兆候と見ることもできると忠告しています。また、0～2歳児の半年や1年は、愛着の形成時期と言われ、とても貴重な時期であることを重視して対策を考えるべきであるとも述べられています。朝から晩までマスクをした大

人としか接していない乳幼児は、人の口元が見えず、表情を読み取れない状況で、言葉とその意味をつなげることができているのか心配であると、インタビューに答えていました。

そこでお尋ねいたします。児童虐待について、コロナ禍での本区の現状と対応をお答えください。

次に、千代田型児童相談所（仮称）子ども総合サポートセンターについてお尋ねいたします。

平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区が児童相談所を設置できるようになりました。区立児童相談所について、これまで議会では多くの質疑、質問がなされてきたと認識しております。

前区長は、福祉、教育を一体的に取り組む組織として、平成19年に教育委員会に子ども教育部を設置しました。平成27年には子ども部に位置づけ、教育、子育てなど、子どもに関する取組を、統一的、一体的に行う組織を立ち上げました。その延長上で、子育て世代包括センターの考え方と児童相談所を統合した（仮称）子ども総合サポートセンター設置構想を本会議で表明され、スピード感を持って対処していくと延べられました。

そこでお尋ねいたします。樋口区長はこの前区長構想を変わず継承していくのか、お答えください。

（仮称）子ども総合サポートセンターについては、全庁的に関係部署との調整、人員体制の強化、支援と介入の問題、設置場所など、様々な課題が山積していると考えられます。児童相談所単独設置、（仮称）子ども総合サポートセンター統合設置、いずれにしても、児童福祉法改正から6年の歳月が過ぎようとしています。

23区の設置状況を見てみると、設置済みが4区、設置予定年度公表区が8区の合計12区になります。設置を表明した区が全体で22区ですから、約55%の特別区が設置済みか設置に向けてのタイムスケジュールが完成していると考えられます。

樋口区長就任以来、児童相談所設置に関して、委員会での報告はないと認識しています。前区長時代の答弁では、児童相談所の整備は、令和6年度以降というものが最後でした。児童相談所及び一時保護所設置は、子どもの保護など、法的権限による介入が可能となり、奥の深いサービス展開が期待されます。

そこでお尋ねいたします。児童相談所設置先行4区との情報共有や連携は行っているのでしょうか。また本区では、設置に向けての調整会議体は設置されているのでしょうか。改めて現在の進捗状況や設置に向けての最大の課題は何と考えているのか、見解をお答えください。

また、東京都においても改めて東京全体の児童相談体制を検討することが重要であるとの認識の下、東京都と区市町村合同で、東京都児童相談体制等検討会が令和元年5月から開始されています。

そこでお尋ねします。この検討会では、特別区としてどのような協議や検討がなされているのかお答えください。

次に、SDGs、持続可能な開発目標、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けてと、千代田区スポーツ振興基本計画についてお尋ねいたします。



SDGsは、平成27年9月の国連サミットで全会一致採択されたもので、令和12年を年限とする17の目標と、169の対象から成る国際合意目標です。国連は、SDGsにおいて、スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となるものであると、必要不可欠なものとしています。SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」では、スポーツはアクティブなライフスタイルと精神的安定をもたらす、健康問題を解決することにつながる。目標5「ジェンダー平等を実現しよう」では、スポーツを通じて意識改革を進める。目標13「気候変動に具体的な対策を」では、スポーツイベントを通じて、環境への理解を深めるなど、この3つの目標達成にスポーツの貢献を明記しています。

日本でも、平成27年に設置されたスポーツ庁では、SDGs達成にスポーツで貢献しようと、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に取り組むことを表明しています。

スポーツは、言葉が通じなくても一緒に盛り上がり、悲しんだり、感情を共有できるものです。人種も男女も経済格差も関係ありません。だからこそ、一体感も生まれていきます。スポーツで「人生を考える」——失礼しました。「人生を変える」。「社会を変える」。「世界とつながる」。「未来を創る」。スポーツ庁は、この4つの基本方針を、スポーツの力を活用することでSDGsを達成しようとしています。これがスポーツSDGsです。

今回、2020東京オリンピック・パラリンピックがコロナ禍で開催されました。無観客での開催でしたが、アスリート皆さんの活躍は、興奮と感動を私たちに与えてくれました。ありがとうございました。

スポーツの持つ、人々を巻き込む力や集客力を活用し、SDGsの認知度を上げ、自分ごととして捉えてもらうことで、SDGsの達成に貢献できるスポーツは、まさにその力があると考えます。

今や、千代田区の政策には、全ての部課において、SDGsの理念が反映されています。2020東京オリンピック・パラリンピックを開催した本区として、SDGsとスポーツの関わりをどのように表現しているのか、令和3年8月にパブリックコメントを終了し、改定される予定の千代田区スポーツ振興基本計画（案）、令和7年度までの5年計画をホームページで見ました。確かに東京オリンピック・パラリンピックのレガシーやSDGsの方向性は、確認できました。しかし、スポーツSDGsという言葉の記載やその言葉が持つ基本理念、スポーツする人々の感性がSDGs達成に重要であり、どのように貢献できるのかなどの具体的な記述は見当たりませんでした。

2020東京オリンピック・パラリンピックを開催した本区としては、非常に残念です。ちなみに他区のオリンピック・パラリンピック競技会場を有する、スポーツ推進計画を見ると、渋谷区は計画の策定、実施に当たって重視する視点6項目の2項目めに記載されています。港区はホームページや計画の概要2番、計画の目的に記載されています。また、SDGsの用語解説も掲載するなど、SDGsとスポーツの関わりを説明しています。

そこでお尋ねいたします。千代田区スポーツ振興基本計画（案）にSDGsとスポーツの言葉の意味や基本理念を掲載し、2020東京オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしい

意識の向上を促す必要があると考えます。見解をお答えください。

以上、明快な答弁を期待し、質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 河合委員のご質問のうち、児童虐待への対応と児童相談所設置についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、コロナ禍での児童虐待に対する本区の現状と対応についてでございます。

心理的虐待、身体的虐待あるいはネグレクトなど、虐待に関するご相談をお受けし対応した件数は、平成30年度は1年間に184件であったものが、翌年、令和元年度には203件、昨年度には288件と、毎年増加してきております。

虐待の事案に対しましては、早期に対応し、具体的かつ適切な支援に結びつけることが何よりも大切であると認識しております。したがって、児童・家庭支援センターにおいて虐待に関するご相談をお受けした場合には、専門職である相談員が迅速に訪問調査や面談を行いますとともに、児童相談所や警察等の関係機関とも緊密な連携を図り、虐待の深刻化の防止と解決に努めているところでございます。

また、コロナ禍において感染リスクを重視する相談者のご要望に沿えるよう、対面方式によらないオンライン相談にも着手をしたところでございまして、引き続き精力的に対応してまいります。

次に、東京都児童相談体制等検討会の検討状況についてでございます。この会議体は、東京都福祉保健局及び都内区市町村の関係部課長が参加をし、都の児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携モデルやICTの活用、特別区の児童相談所の運営状況、さらには人材の有効活用に向けた人事交流等につきまして、検討、協議をされております。

次に、児童相談所設置先行4区との情報共有や連携についてでございます。特別区23区の担当課長会等の会議体を活用いたしまして、定期的に情報共有や情報交換に努めるとともに、特別区職員研修所にて、研修におきましても先行区の職員を講師としてお招きをし、報告会を開催するなど、特別区全体で積極的に連携を図っているところでございます。

次に、本区における検討状況についてでございます。本区におきましては、児童相談所設置に向けました調整会議体といたしまして、関係部課長をメンバーといたします庁内検討会を、平成25年度から設置し、検討を続けているところでございます。

本区独自で児童相談所を設置するに当たっての最大の課題につきましては、全国的に児童虐待の件数が増加をしているという状況下におきまして、虐待に対応していく際の核となる専門職員、特に児童福祉司の確保あるいは育成が、設置を目指す区に取りまして共通の課題となっております。また、本区におきましては、一時保護所や児童福祉施設を設置し運営していくことにつきましても、大変大きな課題となっております。

今後、東京都や他区の動向を注視しつつ、課題解決の方向を探ってまいりますとともに、専門的人材の確保、育成を図りながら、児童・家庭支援センターの機能強化に努めてまいります。そして、子どもたちの最善の利益の実現のために、切れ目のない対応に尽力すると同時に、虐待等

の未然防止にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔文化スポーツ担当部長大矢栄一君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（大矢栄一君） 河合議員の改定スポーツ振興基本計画とスポーツSDGsについてお答えします。

当該計画につきましては、平成23年に制定されたスポーツ基本法に基づき、地域の実情に即したスポーツ推進に関する分野別法定計画であります。また、区の責務として、スポーツ施策に関し、障害のある、なしにかかわらず、あらゆる機会を通じて実施できるよう推進していくといった同法の基本理念にのっとり、展開していくこととなっております。

さらに、この計画は、東京2020大会の開催の理念であるオリンピズムの根本原則に沿い、策定するものです。特に、パラリンピック競技大会では、様々な障害を乗り越え、限界に挑む姿は、多様性を認め合い、誰もが個性を發揮し活躍できる社会を実現することの大切さを示唆しており、SDGsの理念そのものでございます。

したがって、改定計画の中にSDGsという文言そのものの記載はございませんが、当該計画上の理念もまさに河合議員ご指摘のとおり、SDGsの基本理念と軌を一にするものであり、改定スポーツ推進計画の個別施策を展開する中で、スポーツSDGsの実現が図られていくものと考えています。また、その過程の中で、千代田区が2020東京オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしい意識の向上にも努めてまいります。

今後、スポーツ振興基本計画上、個別施策の進捗管理を継続して実施し、SDGsの基本理念を念頭に、区民と共に、持続可能な共生社会の実現へ取り組んでまいります。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 河合議員のご質問のうち、（仮称）子ども総合サポートセンター設置構想についてお答えいたします。

現在、本区では個別支援の必要な家庭に対し、妊娠・出産期から子育て気に至るまでの切れ目のない支援の充実のため、子育て世代包括支援センターを設置しております。ここでは、母子保健と子育て支援機能を一体とし、子ども部と保健福祉部各課が連携をしながら、包括的な子育て支援施策の推進に取り組んでいるところでございます。

現在、児童相談所の設置と併せ、子どもの総合的な支援拠点である（仮称）子ども総合サポートセンターについては、庁内関係部署により、様々な議論を行い、検討しております。検討の過程では、一体的な支援の提供にメリットが見られる一方で、子ども・子育て期に限定されない支援策に新たな切れ目が生じることが想定されるほか、議員ご指摘の全庁的な調整や人員体制など、様々な課題を認識しているところでございます。このため、改めて子ども・子育て世帯への支援体制に関し、支援の必要な方に個々の事情に応じた最善の支援策を提供できるよう検討してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後5時25分 休憩

午後5時38分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○13番（大坂隆洋議員） 令和3年第3回区議会定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として、一般質問をいたします。

今回は、就職氷河期世代、いわゆるロスジェネレーションに関する問題について、お伺いをいたします。

2年前の平成31年第1回定例会において、一般質問でこの問題について取り上げました。2年が経過し、社会情勢は大きく変化をしています。また、本区においても区長が交代しているということから、改めてこの問題を取り上げることといたしました。

前回の一般質問では、以下の4点について指摘をいたしております。1、2000年当時の大卒就職率が55%程度まで落ち込み、大半の人が非正規雇用に流れてしまったこと。2、そのため、ほかの世代と比較して、所得が低い状況が続いており、経済的な理由から結婚もままならない人が多く出てしまったこと。3、その結果、日本の高齢者人口がピークとなる2040年頃、貧困で孤独な高齢者が著しく増加する社会となってしまう可能性が非常に高いこと。4、また、本区の職員数についても、民間企業同様、氷河期世代の職員数が少なくなっており、将来の区民サービスの質の確保に対して不安があること。この4点について問題提起をしたところです。

それに対し、石川前区長からは、このことが将来的には貧困で孤独な高齢者を増加させる要因にもなり、単に労働問題にとどまらず、深刻な社会問題になるおそれがあるという認識も持っているとした上で、区の職員の募集についても、積極的にこうした年齢の対象を対応してまいりたいと思っております、と前向きな答弁がありました。

前回の一般質問以降、少しずつこの問題の重要性が社会的に認識され、議論のテーマとして取り上げられるようになりました。朝日新聞でも「ロスジェネは今」というタイトルで特集が生まれ、就職氷河期世代の現状が生々しく描かれています。

こうした流れを受け、2019年に、政府は就職氷河期世代支援に関する行動計画2019を策定するに至りました。そこでは、現状認識として、「この課題については、個々人やその家族の問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要なものである」としています。さらに、これらの課題への対応には、「我が国の将来に関わる重要な課題である」と定義し、就職氷河期世代への支援が具体的に動き出しました。

同時期に、各自治体でもこの課題に対する認識が進み、宝塚市のようにいち早く独自に就職氷河期世代の採用を行う自治体も出てくるなど、支援への機運は高まりを見せてきていました。さらに、国の策定した支援の枠組みとその予算を活用する形で、全国の様々な自治体で就職氷河期世代の採用が行われ始めていました。しかし、その矢先にコロナウイルス感染症が流行し、昨年以降、その支援に対し軌道修正することが余儀なくされてしまい、なかなか民間企業にまでその

機運を広げていくことができないというのが現状だと思っております。

昨年12月に政府から発表された就職氷河期世代支援に関する行動計画2020では、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図りながら、日本経済を成長軌道に回帰させるよう、経済、財政運営を行うとともに、就職氷河期世代の方々に対し、より一層、きめ細かな支援を行っていくことが必要であるとしています。

就職氷河期世代の支援をするためには、そのほかの様々な活動と同様に、感染症の対策と経済活動の活性化が前提条件として加わることとなってしまいました。せっかく動き始めたロスジェネ問題への対策の機運が衰退してしまうことが危惧されます。こうした状況の中、引き続き公務員の氷河期世代採用を続けていくとともに、民間企業の活動をいかに支えていけるかが今後の活動に向けた課題になると考えております。

そこでお伺いたします。いわゆる就職氷河期世代に関する様々な課題について、樋口区長はどのように見ていらっしゃいますでしょうか。基礎的自治体としてできることは少ないですが、情報発信や積極的な議論が必要な課題であり、そうした面から果たすべき役割があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。区長の見解を伺います。

先ほど述べたとおり、2020年度から、国、自治体と、それぞれ具体的に支援施策が動き出しています。当初2020年から3年間で650億の予算を投じ、就職氷河期世代の支援を行うことを決定していました。特別区でも、昨年度より、就職氷河期世代を対象とする職員採用試験を開始しています。今年度も23区全体で35名の募集という、僅かな採用枠ではありますが、継続して実施されております。今年度の試験は先週の土曜日に行われ、最終の合格発表は11月中旬の予定です。千代田区でも採用を行う予定になっています。

これは、今年4月時点での千代田区の職員の年齢別構成をグラフにしたものです。前回の質問時にも指摘いたしましたが、区内の人口が減少していた時期と就職氷河期世代の採用時期が重なっていたこともあり、民間企業同様、40歳前後の職員が、ほかの世代と比べ圧倒的に少なくなっているということが分かります。将来の区民サービスの質の維持という観点に不安がある職員構成となっており、就職氷河期世代の中途採用の実施は、まさにこの職員構成の隙間を埋める有効な手段であると考えます。

一方で、令和4年度から地方公務員の定年が段階的に65歳まで延長されることが決まっています。定年を延長すること自体は、70歳を過ぎても元気に現役で働くことが珍しくない現在の社会情勢において、自然な流れであると考えます。経験豊富で業務を熟知した人材を手放すことなく確保できるということで、本区においても、定年の延長は、非常にいびつな従業員の年齢構成の弊害に対する解決策として、有効な手段となることは間違いないでしょう。

そこでお伺いたします。

昨年度から始まった就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験では、本区も、昨年度、本年度ともに募集を行っておりますが、どのような状況になっておりますでしょうか。また、この枠組みを今後も引き続き積極的に活用していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

また、公務員の定年延長により、今後、千代田区に不足する幹部職員の人員確保等が一時的に解決する可能性があります。そのことが就職氷河期世代への採用の足かせとなってはならないと考えますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

こうした公務員の採用試験ですが、いわゆる新卒の採用試験の倍率は、東京都の場合、通常10倍前後で推移をしています。しかし、就職氷河期世代を対象とした採用試験については、軒並み100倍を超えており、非常に狭き門となっており、需要と供給が全く合っていない状況であると言えます。しかしながら、公務員の採用数をさらに増やしていくということには限界があり、公務員の中途採用試験の実施だけでは、根本的な解決には至りません。民間企業にも同様のマインドを持っていただき、まさに社会全体の課題として解決に取り組んでいく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。今後は、民間企業との連携がより一層重要となります。中小企業支援施策を展開していく中で、就職氷河期世代の積極採用を支援するという視点を盛り込むことが必要と考えますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

以上、ロストジェネレーションに関連して、4点お伺いをいたしました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○**地域振興部長（村木久人君）** 大坂議員のいわゆる就職氷河期世代についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この世代の方々は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったため、非正規雇用者の割合が高く、そのため、他の世代と比較して賃金やスキルの差が生じているという課題があります。さらには、こうした就業における課題が結婚や子育てなどライフプランにも大きな影響を及ぼしています。この課題は、貧困や高齢社会などの大きな社会問題につながっているものであり、個人やその家族だけではなく、社会全体で受け止めるべき課題として認識しています。

この課題に対して、区としてどのような役割を果たしていくべきかにつきましては、特に雇用対策についてはより広い視野で考えていく必要があります、1つの自治体で取り組むことには限界がありますが、国や東京都の労働行政機関とも連携を図りながら、就業及び雇用の情報共有等に取り組んでいくことを検討していきたいと思っております。

次に、中小企業支援施策の展開での就職氷河期世代の採用を支援する視点に関する質問にお答えいたします。

区では、経営相談などの支援を通じ、人材が不足しているという中小企業者の声も聞いています。また、企業の創業や成長支援は、新たな雇用の創出につながります。こうした中小企業支援施策の中で就職氷河期世代への支援についての視点を盛り込んでいくことを検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○**行政管理担当部長（古田 毅君）** 大坂議員の就職氷河期世代の採用に関するご質問についてお答えいたします。

国は、骨太の方針2019において、就職氷河期世代支援プログラムを定め、令和2年度から3年間にわたり、就職氷河期世代へ集中的な支援に取り組む方針を打ち出し、地方公共団体に向けて、中途採用に取り組むよう通知いたしました。

特別区における事務職の職員採用につきましては、特別区人事委員会が統一の採用試験を実施しており、就職氷河期世代を対象とする採用制度は、令和2年度から4年度までの時限的に実施することとされております。また、既に制度化されている特別区の経験者採用制度におきましては、受験資格の上限を59歳までとしており、就職氷河期世代を含む幅広い年齢層から有為な人材を獲得することができます。

厳しい就職活動に臨んでいた就職氷河期世代の中には、より専門的な知識やスキルなどの強みを身につけている方もいらっしゃいます。議員のご指摘にありますように、法改正に伴う定年延長など、地方公務員に関する制度は、社会経済情勢に伴い流動的でございますが、本区におきましては、各種採用制度を積極的に活用しながら、引き続き就職氷河期世代の採用を含め、年齢構成を考慮した職員採用に取り組むとともに、適切な配置と個々の職員の強みを伸ばす人材育成を進めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2021年第3回定例会におきまして、一般質問いたします。

質問の前に、9月11日、庁舎前の事故で、千代田区の活動にご尽力くださった方がお亡くなりになりました。突然のことで、とても残念でなりません。この事故により亡くなった方々のご冥福とおけがをされた方々にお見舞いを申し上げます。

そして、今年も気候変動による影響と思われる豪雨災害により被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くふだんの生活に戻りますようお願いしております。

質問に入ります。

9月に入り、今年も台風による暴風雨災害が心配されています。各ご家庭においても、災害備蓄品、避難持出し袋の点検など、災害に備えて対策をされていることと思います。8月には、「保存版 千代田区ハザードマップ」が各ご家庭に配付されました。洪水・高潮・土砂災害ハザードマップが1冊に集約され、情報の入手方法と避難行動判断フロー、行動計画、マイタイムラインを書き込みできるページもあり、家族それぞれの避難行動や緊急連絡先、はぐれたときの集合場所など、災害の備えとして冊子をご活用いただけたらと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区は区内全域が地区内残留地区となっており、災害が発生しても身近に危険がなければ、避難する必要はありません。地震以外の災害、例えば豪雨による水害は、気象情報や災害情報、安心・安全メールなどにより、ある程度危険を予測することができるので、住宅環境、世帯構成を考え、早めに災害対策を検討することができます。（スクリーンの資料画面を切替え）

ただ、こちらの図のように、この赤い矢印だけでは、避難した後に次にどのような行動に移せばよいのか分かりません。洪水時、各避難所に職員を配備できるのか、指示をするのは誰なのか、

決めておくべきではないでしょうか。

千代田区では、高齢者のみの世帯、障害者など、災害時に支援が必要な方々の情報を個別避難計画で把握することになりますが、要支援者が避難を必要としたとき、一時的避難所である各地域の避難所で、どのような支援が受けられるのか、同行した家族以外に避難所運営側でサポートしてくれる方がいるのか、福祉避難所開設までの地域の避難所で過ごすことができるのかなど、支援を必要とする方とそこご家族は、とても不安ではないかと思います。実際にどのような支援が必要なのか、庁内での支援体制を構築し、各避難所での円滑な受入れのため、個別避難計画の作成は進んでいるのでしょうか。

豪雨による水害は、避難のタイミングが難しく、まだ大丈夫だろうという考え、正常バイアスが働き、もう少し様子を見よう、明日の朝になったら避難しようなど、避難の空振りを避けたいという思いから、逃げ遅れてしまい、被災したという体験談をテレビで見ることがあります。災害が発生する時間帯によっても、避難行動に違いが生じます。また、介護する方お一人では、要支援者の移動が困難という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

配付された千代田区ハザードマップには、台風や豪雨など、洪水・高潮・土砂災害を予測した、避難行動判断フローが記載してあり、避難のタイミングの目安になります。要配慮者がいるご家庭では、避難指示の1つ前の段階、警戒レベル3での行動が必要と言われていています。警戒レベル4の避難指示から命を守る行動を取る警戒レベル5に変わる時間は、ほぼ同時ということもあるので、あらかじめ安全な地域の親戚や知人宅に身を寄せるなど、余裕を持った避難行動が大切と、跡見学園女子大学の鍵屋一先生はおっしゃっています。

そこで、災害発生時に避難所で必要とする支援についてお伺いします。

まず1つ目に、医療機器の、例えば人工呼吸器の電源ですけれども、機種によっても違いがありますが、本体バッテリーに3時間、予備バッテリー3時間、もう一つ予備があったとしても、半日ももちません。地域の避難所の予備電源は、必要最低限の照明と通信機器等充電用の電力で、3日間72時間を目安に整備していると聞いています。医療的ケアを必要とする方のうち、何人が電源を必要としているのか、福祉避難所開設までの数日間、地域の避難所電力から医療機器に充電が可能でしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

2つ目に、医療的ケアを必要とする方々は、お出かけの際にも、必要に応じて消耗品を持って出かけることと思います。吸引のチューブや導尿用のカテーテル、胃瘻の注入容器、接続チューブ、流動食、ご高齢の誤嚥を防ぐとろみ剤、医療器具を使うときの消毒剤など、緊急時にはケア用品を持ち出せない場合もあるのではないのでしょうか。例を挙げると、被災地の避難所で備蓄していたおむつが、幼児用か大人用しかなく、中間サイズがなく、体に合わず困ったとのお話も聞いています。福祉避難所の備蓄品、医療的ケア、介護サポートの在り方など、支援体制の整理ができていますでしょうか。

質問いたします。災害時の避難行動等を記載する個別避難計画について、要配慮者に聞き取りは行われているのでしょうか。各地域の避難所に一時避難される方のうち、医療ケアを必要とする方々の人数を把握しているのでしょうか。各避難所の発電機、バッテリーの総電力量から医療機



器の充電が可能でしょうか。緊急避難で何も持てずに避難した高齢者、障害者が、福祉避難所開設までに必要とする最低限の医療的ケア用品の整備を検討されているでしょうか。電力と医療的ケア用品について、協定を結んだ企業から貸与される給電車両の活用と薬剤師会に加入されている区内薬局からケア用品の提供も協定内容に含めてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、水害が予測される地域で、避難所備蓄倉庫が1階または地下にある場合、衛生上の問題や水没して使えなくなる備蓄品を上階に移していただくようお願いしてきましたが、進んでいるでしょうか。現在建築中のお茶の水小学校の場所は、ハザードマップで確認すると水害の心配は内容ですが、今後建て替えを予定している和泉小学校は浸水する地域に含まれています。設計の段階から備蓄倉庫の場所を上階に確保できるよう検討していただきたいと思います。

質問いたします。浸水が心配されている地域の避難所で、備蓄品を上階に移動、または分散して保管するよう検討していただいておりますが、進捗状況をご説明ください。また、同様に浸水が心配されている地域において、現在建築中または建て替え計画がある施設の災害備蓄倉庫が1階または地下に位置していないでしょうか、お答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、避難所における仮設トイレについてです。被災地ではトイレが混雑するからと、心配して水分を控える方や、子どもたちが使いたがらないなど、避難所のトイレには様々な問題があると聞きます。この図のように、トイレの環境悪化は、感染症を引き起こし、体調不良の原因となりかねません。（スクリーンの資料画面を切替え）

千代田区の各避難所にはマンホールトイレや応急トイレが備蓄されています。設置の数、使用人数にもよると思いますが、小さいお子さんやご高齢の方には、長い列で並ぶことが負担になったり、仮設トイレがすぐいっぱいになって使用できなくなってしまうと、被災地の報告があります。この表のように、マンホールトイレは優れた点がある一方で、設置に様々な配慮が必要となります。本管までの傾斜があり、適宜雨水などで水を流さないと、下水管の本管に行かず詰まることがあると聞きますが、問題なく使用できるのか、確認が必要です。（スクリーンを元に戻す）

そして、各ご家庭においても、ライフライン停止に備え、簡易トイレの備蓄、ペットがいるご家庭ではペットシートでも代用できるので、備蓄品として多めに買い置きすることが推奨されています。例えば地震でライフラインが止まってから復旧までの間、水害で垂直避難した場合には、水が引くまで約2週間かかる地域もあるので、今後、ハザードマップ防災メモ欄に、非常持出し品だけでなく、備蓄リストに簡易トイレを入れてはいかがでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

また、自治体ができることとして、各地にこの車載トイレを1台ずつ配備し、それぞれの地域から必要とする被災地に向かうことにより、より多くの台数を持たなくても支援ができるのではないかと。そして、車載トイレは、災害以外にも、イベント会場でも使用できるので、ぜひ配備していただきたいと、災害研修で話がありました。（スクリーンを元に戻す）

質問いたします。マンホールトイレ、応急トイレを設置した場合、避難所を利用している方だけでなく、ライフラインが止まり、給排水が使えなくなった近隣住民が使用することも考えて、

問題なくトイレが使用できる数が備蓄されているでしょうか。マンホールトイレを設置した場合、下水管の傾斜等の問題はないでしょうか、お答えください。

以上、災害対策について、区長、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 長谷川議員のご質問のうち、個別避難計画の作成についてお答えいたします。

災害時において、自ら避難することが困難と考えられる、災害行動要支援者を対象に、どのような避難を行うかを平時から検討し、迅速かつ円滑な避難方法の確保に向けて、個別避難計画を作成することは重要であると認識しております。

現在、区では、個別避難計画の策定に向けて、地域の実情や対象者の心身の状況を踏まえ、要支援者名簿を基に優先順位が高いと考えられる方から順次策定ができるよう、準備をしているところです。

今年度内にケアマネジャーや相談支援専門員の方々のご協力も得ながら、対象者の選定を行い、策定に着手してまいります。今後とも、避難行動要支援者における避難の実効性を高め、さらなる安全・安心の確保に取り組んでまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 長谷川議員の災害対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、各避難所の電源につきましては、備蓄として発電器や蓄電池などを配備しており、これらの用途としましては、投光器などの照明器具や本部運営のための事務機器や通信機器の稼働、さらに避難生活者の情報収集のためのテレビやスマートフォンの充電用の想定となっています。

ご質問の医療機器につきましては、各避難所において具体的な機器の想定はないものの、避難所の収容状況や使用状況により、その都度必要な機器について、稼働や充電をする対応となっております。

次に、各避難所における医療資材や薬品の備蓄についてですが、避難所医療救護所では、主に避難者の中でけがややけどなどの応急手当をするためのものとして備蓄しております。そうした応急手当では対応が難しい医療処置が必要な場合には、地域防災計画で指定している災害拠点病院等に搬送し、医療処置を行うなど、応急医療救護体制の中で定められております。

避難された高齢者や障害者の医療ケアにつきましては、福祉避難所が開設され次第対応していく手順となっております。

また、日常お使いになる医療ケア用品や持病の薬などは、個々の症状等が異なることから、水や非常食と同様に、自助の一環として自ら3日間以上の事前の備えを行っていただくよう普及啓発を進めてまいります。

次に、電源や医療ケア用品に関する、企業や薬剤師会との協定についてでございます。電源につきましては、東京電力との取決めを行っているほか、区内の自動車関連の事業所との協定により提供を受けることとなっております。また、薬剤師会との協定、災害時における応急医療品等

の優先供給及び医療救護活動に関する協定書におきましては、発災時の薬剤師の派遣などを定めており、薬品や医療資機材の調達に関しては、区の要請により実施することとなっております。

次に、浸水地域にある避難所の備蓄物資を上階に移すことについてでございます。まず、アーツ千代田3331につきましては、水のほか、食料や携帯トイレなどの、避難所開設の当初において必要なものを一部移設してございます。そのほかの施設につきましては、コロナ禍でもあるため、協議などが思うように進められない状況でございますが、今後も継続して取り組んでまいります。

また、現在、浸水地域で建て替えを予定している和泉小学校につきましては、今後調整を諮ってまいります。

なお、議員からもご紹介いただきました千代田区ハザードマップですが、こちらでは災害種別の浸水想定区域をお示しするとともに、事前の避難準備等を促すためのマイタイムラインのページなどがございます。水害につきましては、こうした事前準備により災害発生前に避難することが最善であり、万一浸水被害に関する避難情報が発令された場合には、浸水地域以外に避難されることを最優先としていただけるよう周知してまいります。

次に、災害時のトイレに関するご質問ですが、各避難所のトイレとしては、避難者数に応じた携帯トイレを備蓄しており、この活用を基本としております。また、その備蓄量につきましては、他の備蓄物資と同様、在宅で避難されている方の分も含めて備蓄しております。

また、ご質問のマンホールトイレに関する排水勾配につきましては、排水設備に関する基準に沿って整備してございます。なお、発災時において実際に活用する場合には、避難所施設内の貯留水や災害用井戸などを活用し、適切な運用を図ってまいります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月16日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後6時12分 延会